

平成20年度 第7回長野県人権政策審議会議事録

- 1 日 時：平成21年（2009年）1月29日（木）午後1時30分から5時10分
- 2 場 所：長野県庁3階 特別会議室
- 3 出席者
委 員：岩井まつよ、大西直樹、北村照子、金早雪、斎藤洋一、関安雄、矢崎和広、
吉澤小枝
長野県：人権・男女共同参画課長 佐藤守賢、人権・男女共同参画課長補佐 蔵之内
充ほか

4 会議事項

（進行：人権・男女共同参画課 蔵之内課長補佐）

定刻になりましたので、第7回人権政策審議会を開会します。

最初に出席状況ですが、有吉委員、矢嶋委員から所用のため欠席するとの連絡がありました。8名の委員に出席いただいて、審議会条例の規定により、審議会が成立していることをご報告します。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日、お配りした資料は、次第、配席表、資料1「長野県人権政策審議会答申素案」です。もしお手元にございませぬようでしたら、お申し出いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

本日の日程ですが、審議は午後4時をめぐりにお願いしたいと思います。審議会の議長は会長が務めることになっておりますので、矢崎会長、よろしくお願ひいたします。

（矢崎会長）

大変お疲れ様です。そろそろ詰めの段階になってきました。今回ともう一回で最終的な形にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

お手元の答申素案は、前回の素々案で審議いただいたことを踏まえ、前回欠席の金委員と事務局の方で打合せをさせていただいてとりまとめたものです。

なお、同和問題につきましては、前回の意見、その後の意見等も踏まえ、斎藤委員、関委員、吉澤委員の皆さんに作成していただきました。今日はこの素案をもとに一つずつ詰めていき、残った宿題を次回にご議論させていただいて、最終稿にしたいと思っておりますのでお願ひします。それでは、資料1について説明してください。

（佐藤人権・男女共同参画課長）

それでは資料1「答申素案」について説明します。この内容は、前回の審議会の資料をまず文章化しまして、金委員との打合せ、他の委員からの追加の意見、関係課に内容を確認し、まとめたものです。

また、同和問題については、斎藤委員、関委員、吉澤委員がお書きになられた内容をそのまま7～15ページにかけて記載してあります。それから、「主語がない」、「回りくどい表現」、「重複感」、「て、に、を、は」等については、まだ詰めてありませんので、今日の審

議会のご意見等をお伺いしたあと、修正させていただきたいと考えております。資料1については以上です。

(矢崎会長)

細かい部分につきましては説明を省かせていただいて、あらかじめご覧になっていたという前提で一つずつ進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

最初に「1 はじめに」についてです。委員の皆さんのご意見をお聞きする中で、最終的にこのような形でどうだろうかということですが、ご意見をいただきたいと思っております。

(斎藤委員)

「長野県における人権施策は、昭和27年に長野県部落解放委員会が設置されて以来、同和問題中心に」と記載されていますが、私が調べた限りでは、昭和22年(1947年)に長野県振興委員会が設置されて、その中に部落問題特別委員会が設けられています。それが翌年、長野県部落解放委員会になって、当時の知事が確か会長になっています。それで、昭和27年は長野県部落解放審議会条例がつけられて設置された年ですので、冒頭の昭和27年からというのは、間違いではないかと思っております。

(矢崎会長)

事務局、どうですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

斎藤委員のおっしゃるように、昭和22年に長野県振興委員会が設置されており、その後、昭和27年12月18日に長野県部落解放審議会条例が施行されていますので、昭和22年の長野県振興委員会が事前に設置されているということによろしいと思っております。

(矢崎会長)

他の委員の皆さんは、そういうことによろしいですか。ではそこは訂正します。

斎藤委員、その後のつながりは、平成14年からになりますが、よろしいですね。

(斎藤委員)

随分飛んでしまっているような気がします。

(矢崎会長)

あとで詳しく、流れもまた出ていますので。では「はじめに」は、今の部分だけ訂正させていただきます、これで承認、了解をいただきたいと思っております。

次に「人権政策の基本理念」です。これは、「人権の捉え方」、「人権政策の基本理念」の2つに分かれています。ここについて、ご意見をいただきたいと思っております。

(斎藤委員)

2ページが一番下ですが、前回は議論になったところですが、「人権尊重の意識は「差

別をしない、させない、許さない」ことを基本として、また人権とは「かくあるべし」というメッセージを重点に置いていましたが、各人が」と書かれていますが、文言の印象が少し戻ってしまっている気がしました。「差別をしない、させない、許さない」は、県がこれを同和教育の基本にしてきました。そのことがこの文章ではどういう位置づけになっているのか。「また」というつなぎ方では、このこと自体も否定的に捉えている感じがします。金委員が直したのは、「差別をしない、させない、許さない、これを基本にするんだ」ということだったと思いますが、その意味合いがこの文章ではわかりにくいような気がして、もしこれを否定的に捉えるということになれば、これまで県、県教育委員会が進めてきた同和教育を、かなり大幅に方向を変えるということになる気がします。

私は「差別をしない、させない、許さない」ということは、基本に置くべきことではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

(矢崎会長)

このことについて意見がありましたら。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

今回は、「従来、人権尊重の意識は「差別をしない、させない、許さない」あるいは人権とは「かくあるべし」というメッセージを重点に置いていましたが」でしたが、この表現をもう少し変えたほうがいいのではないかとということで、「許さないことを基本として、また「かくあるべし」というような発言がありましたので、そのように今回修正させていただきます。

(矢崎会長)

委員の皆さんの意見をもとに、「あるいは」を「また」にして、「基本として、また」と直したということですね。

斎藤委員のご意見は、「あるいは」でも「また」でも同じことですが、「人権とは「かくあるべし」というメッセージを重点に置いてきましたが」は余分では、ということですね。

要するに「差別をしない、させない、許さないを基本として、各人が日々の生活など」というふうにつながっていく分にはかまわないというご意見ですか。

(斎藤委員)

そうですね。それならまだしもですが。

前回申し上げたのは、「差別をしない、させない、許さない」と「かくあるべし」が一緒になっており、否定的に書かれていました。「差別をしない、させない、許さない」が基本とするべきことではないかということで、そのように書いていただければ結構です。

(矢崎会長)

委員さん方、どうでしょうか。

(大西委員)

抜いたほうが。

(矢崎会長)

抜かしたほうがよろしいですか。

これはおそらく、もっといろいろなことがあったものが、ここだけ残ってしまったのではないのでしょうか。要するにスローガンの「かくあるべし」ということではなくて、元々はそれぞれが考えるというニュアンスがあったように思います。

(岩井委員)

私が発言したことなのですが、「差別をしない、させない、許さない」はマイナス思考のスローガンがあって、それによって萎縮することがあるのではないかと、もう少し前向きな人権の捉え方を考えたほうがいいのではないかと、託した経過があるように思います。

基本であることは間違いなくと思いますので、方法論において、どうやって使っていくかということまで問題提起したつもりでした。この文章の中に置く分には、基本として、と置いてもいい気がします。

(矢崎会長)

ここでははずしてよろしいですか。

他の箇所で、岩井委員の言われたニュアンスの部分が確かあったような気がしますがどうでしょうか。

(斎藤委員)

前回提案された案は「あるいは」になっていたのですが、前回の審議会では、「あるいは」では180度違ってしまうので、「差別をしない、させない、許さない」を基本に置くというふうに皆さんに同意していただいたと思います。

(矢崎会長)

抜いてしまっていていいですか。

(斎藤委員)

「かくあるべし」というメッセージが、問題ですね。もう少し柔軟に対応しましょうということだったと思います。あらかじめ正義があってみたい捉え方はよみましょうということだと思います。それがうまく表現できていない。押しつけでなくという。

(岩井委員)

「従来」と「また人権とは～置いていましたが」も取れば、締め言葉として、文章は成り立ちますよね。経過の問題でなくて基本的な考え方としては、存在するものを伝えることも必要ですということで。だから、従来をはずしてしまえばいいのではないですか。

(矢崎会長)

「従来」をはずして、「人間尊重の意識や差別をしない、させない、許さない」云々で、あとに「基本として各人が」につなげるということであればいいですか。

それでは、2ページの下から2行目、「従来」をはずして、「人権尊重の意識は」から始まって、「ことを基本として、各人が日々の生活など様々な事柄を通じ」に続けることでもいいですか。では、そこはそういうことにします。

その他の箇所、「人権政策の基本理念」に関していかがでしょうか。

私が言っているかわかりませんが、2ページの「人権政策の基本理念」の上から6、7行目に「また、人権という普遍的文化の創造・構築をめざす社会とも言えます」、その後、前の文章では「文化とは、風習、伝統、価値観などの総称とされ」とつながっていたのですが、今回「人権文化とは」と限定していますね。これが、どうしてそういうなったのか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

前は、「文化とは」でしたが、前後のつながりの中で、その「文化」が何の文化かわからないのではと考え、今回、「人権文化」と、「人権」を加えました。

(矢崎会長)

「人権文化」は、岩井委員からそのキーワードが出て、それを大事にしようということですが、ここを「人権文化」としてしまうと、あとへ続いていくかどうか。他の委員さん方どうでしょうか。

私は、これは「普遍的文化」の説明だと思っていました。普遍的文化は、風習、伝統、こういうものですよということで、それはそれでいいと思ったのですが、人権文化がこうだというと定義としては随分狭義で、人権文化の説明をしたというほうがいいのではと思いました。最初は、普遍的文化という、そういう人権という普遍的文化、普遍的文化はこういう意味で使っていますという説明に私は受け取りましたので。

(北村委員)

それと、「人権文化」という言葉自体が、市民権を得ているか少し危惧していて、ここに人権を入れるのはどうかと思いました。

会長が言われたように、「普遍的文化」と言いながら、またここで「人権文化」というと解釈がややこしくなって、私は普遍的文化のことを言っているんだと思って読んでいたので、ここで人権文化はあまり適切ではないと思います。

(矢崎会長)

普遍的という言葉が要るかは別にして、文化はこういう意味で捉えていますという説明でどうでしょうか。

(関委員)

削ってもいいと思いますが。

(矢崎会長)

そうですね。そうすると、普遍的文化にしますか、文化にしますか。

(関委員)

文化でいいのではないですか。

(金委員)

すみません。人権が文化というのは少し変な感じで、普遍的価値と書いてあるこの4行は要らないのではないですか。

(吉澤委員)

私も文化はここでは要らないと思います。文化は価値観のぶつかり合いにもなっていますし、金委員が今おっしゃったとおり、ここに入れる必要性はないと思います。

(矢崎会長)

普遍的文化という言葉はほかのところでも使っていますよね。人権文化という言い方は、最初の提案があったときから使ってきていますよね。

(岩井委員)

「はじめに」の最後のところに書いてあって、この方がいいかもしれませんね。改めて「文化とは」がなくても、「はじめに」の方がすっきりわかるような気がします。

(矢崎会長)

「人権を尊重し、差別を許さない社会風土を人権文化という」と、ここで押さえていたままでいいですね。

そうしますと、今のところの「また」から4行、「言われています」までをはずすということでもよろしいでしょうか。では、そうさせていただきます。他の箇所はどうですか。

(斎藤委員)

「人権の捉え方」の最後の方に「権利の行使にあたっては、他人の権利を脅かすこともあり得ることを踏まえ、それに伴う責任も自覚することが大切です」とありますが、前回の審議会で有吉委員がおっしゃったとおり、人権と人権がぶつかりあうということもあるという話はいいのですが、脅かすということが文学的な表現のような気がして、これを書くのであれば、「他人の権利を侵害すること」とした方がいいかなと思いました。

(矢崎会長)

侵害としても、有吉委員が言われた意味は通じます。脅かすというと何となく生々しいので、ここは侵害でもいいかもしれませんね。人権侵害という言葉の使い方はありますから、これは侵害に変えていいですか。

それでは、その部分は「他人の権利を侵害することもあり得ることを踏まえ」に変えてください。これは有吉委員が言われた趣旨と同じことですので、ご了解いただけたらと思います。

ます。他に「人権施策の基本理念」でありますか。

それでは次に行かせてもらいます。「3 長野県における近年の取組と本審議会」について意見をお聞かせください。

(斎藤委員)

(1) の 6 行目「とりわけ」のところ、同和対策事業特別措置法の括弧がおかしいです。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

すみません、そこは誤りです。

(斎藤委員)

それで、同和対策事業特別措置法があって、その後に、地域対策特別措置法を経て、地对財特法と、省略名称が出てきていますが、これは正式名称で書いたほうがいいのかどうか。いかがですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

ここを省略したのは、「1 はじめに」の上から 3 行目で、正式名称でこの法律が出てきて、括弧書きで(地对財特法)とする形でまとめましたので、同じことをここでまた長く書くよりは、ということでまとめさせていただきました。

(斎藤委員)

そうすると、地域改善対策特別措置法は、改善が抜けていますね。

(矢崎会長)

事務局で、その箇所を詳しく話してください。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

「とりわけ」という箇所で括弧がおかしいことと、「地域対策特別措置法」と書いてありますが、正式名称は「地域改善対策特別措置法」ですので、訂正をお願いします。

(矢崎会長)

あとはいいですか。

(斎藤委員)

それと、その続きですが、同和対策特別措置法が平成14年度(2002年度)となっておりますが、これは平成14年3月です。年度でいいますと平成13年度、西暦では2002年です。これは直してください。

(矢崎会長)

同和対策は、平成13年度に直すということでいかがでしょうか。

(吉澤委員)

年度か、年かの統一はどうでしょうか。そこまでは44年とか62年とかと書いてあります。これは統一して、年度か年かにした方がいいと思います。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

統一して、平成14年とか2002年という直し方もありますがどうでしょうか。

(矢崎会長)

後の箇所もそういうことがありますか。

(斎藤委員)

この文章だけでいいですと、前の方は44年とか62年と書いておいて、そこだけ年度になるのもおかしいですが。

(矢崎会長)

何月と書かないのであれば、暦年で書くということですね。14年、2002年とする。それでいいですか。

では、基本的には年度ではなくて暦年で、後の箇所も同じようにしてください。年度に統一するよりも、年で統一したほうが直すところが少ないはずです。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

年で統一させていただきます。

(矢崎会長)

他にどうでしょうか。

(大西委員)

細かい言葉の問題で申しわけありませんが、「取組」という言葉がたくさん出てきます。この見出しでは、「長野県における近年の取組」と書いてありますが、真ん中のあたりでは、「21世紀を人権の時代とするにふさわしい取り組み」と、「り」、「み」があります。どちらが読みやすいのか、役所の文字ではどうなのか、どちらの方がいいかと思っていました。

(矢崎会長)

意識して使っていますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

小題として取組とやる場合には、ふりがなを振らない取組で、文章の中では、下のよう
に動詞では「り」、「み」を入れて「取り組み」という形で一般的には使っております。

(矢崎会長)

おそらく私も役所の時はそうでした。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

それで、まだ、いろいろな意味で整理されていません。今日のためにまとめたということで、最初に申し上げたとおり、この審議会のご意見をいただいたところで、統一性も含めてまとめさせていただいて、また提示したいと思いますので、よろしくお願いします。

(矢崎会長)

ただ、指摘しておいてもらった方がいいですね。見直してから言われると困りますので。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

気付いた部分は言ういただければ、それらも含めて統一させていただきます。

(斎藤委員)

すみません、余計なことですが、今の話で、動詞で「取り組む」という場合、ワープロで変換すると必ず「り」と「む」が入ります。そうしますと、読んでいくときに全く送り仮名がない「取組」と、「み」がつくもの、それから「り」と「む」がつくものと何種類もあって、あまり見栄えがよくないと思っています。

(矢崎会長)

ワープロで打つと「り」と「み」が入る。

(斎藤委員)

動詞の場合は「取り組む」と「り」、「む」が入って、国語辞典でもそう書いてあると思います。でも名詞の場合はあってもなくてもいい。全くないもの、「み」が入るもの、それから、「り」が入ってもいいんです。大西委員が気になるというのはおっしゃるとおりだと思います。

(矢崎会長)

そういう考え方から行くと、長野県の取組は名詞だからこのままでいいですか。それで、文章の中は、動詞になるから「り」と「み」が入るということでもいいですか。そうすると、ここの部分はこのままでいいという考え方でいいですね。他にありますか。

では次に移ります。「4 長野県における人権に関する実態」についてご意見を伺います。「(1)人権課題に取り組まれている団体からの意見」についてはどうでしょうか。

(斎藤委員)

1ページに戻っていただいでよろしいでしょうか。「はじめに」の下から7行目、「本審議会では、まず関連団体からの意見聴取・ヒアリング」となっています。ところが、4ページでは「諸団体からの意見募集」、「3団体からのヒアリング」となっています。意見を

寄せていただいたので、聴取よりは募集の方がいいのではないかと思いますので、1ページでも、関連団体からの意見募集・ヒアリングにした方がいいのではないかと思います。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

わかりました。募集のほうがよいということであれば、1ページ目も「意見募集・ヒアリング」という形で統一させていただきます。

(矢崎会長)

このヒアリングは要りますか。

(斎藤委員)

3団体からヒアリングをしていますので。一緒になってしまっていますが、関連団体でするので、意見募集・ヒアリングなら、間違いではないと思います。

(矢崎会長)

関連団体からヒアリングしていますから。どちらにしても統一しなければいけないから、募集でいいですか。では、募集にしてください。他にどうでしょうか。

また、戻ってもらっても結構ですが、次に進ませていただきます。

「(2) 県民意識調査とその結果」について、ご意見ありましたらお願いします。

(北村委員)

6ページの「イ 分野別」の総論で、その2行目の「子ども」で、「52.5%が50%を超え」ということで、読み返すと、子どもだけではなくて、障害者とか高齢者を含め50%を超えたということはわかりますが、ここは「が」でなくて52.5%で50%を超えというか、ここを「が」とすると、子どもだけがというようにとれておかしいと思いました。

(斎藤委員)

今のご意見ですが、「で」でもそうですが、あるいは「と」でもいいかもしれませんね。52.5%と50%を超えと、「と」でもいいかもしれませんね。

(北村委員)

「が」ではない方がいいと思います。

(斎藤委員)

「関心のある人権にかかわることがら」との質問には、「障害者」67.5%、「高齢者」60.6%、「子ども」52.5%と50%を超えと。「と」の方がいいかもしれませんね。

(矢崎会長)

「と」にしますか、いいですか。では、それは「と」に変えましょう。

他はどうでしょうか。女性の最後の部分で、「等が40%以上になっています」といって、

あとの箇所には、等というのはいないんです。これは他にも何か項目があったのですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

女性の部分は、職場の差別、家庭的役割、家庭内暴力、セクハラ、売春・買春の5項目が40%を超えていたものですから、4項目を出し、もう一つあるので等としました。

(矢崎会長)

「子ども」のところを見ると、幾つかの項目があって、「等」はなくて「が」、あとは全部「が」でつなげて、「等」がどれもありません。これだけ「等」があるのは何か意味があるのかということです。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

長くなりますので、4項目を入れればと思いましたが。

(吉澤委員)

職場差別待遇、家庭内暴力、セクハラ、売春・買春、全部書いたらどうでしょうか。

(斎藤委員)

書けばいいと思います。あと1つだけ省かなくてもよいのでは。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

わかりました。では、40%を超えている項目すべてを羅列させていただいて、表現を他と合わせていただくということによろしいでしょうか。

(矢崎会長)

もう一つ、議論してもらいたいのは、全て「が」にしています。先ほど「と」に直しましらので、そうすると全部「と」にしますか。北村委員、「が」でおかしいですか。

(金委員)

北村委員がおっしゃったのは、項目のあとに数字が入っている箇所、他の箇所は設問項目だけです。しかも括弧つきで、「何々が」となっています。他の箇所は、障害者、高齢者、子どもが、何々ですがとなっています。

(斎藤委員)

「52.5%が50%を超え」というのはわかりにくいですね。

(矢崎会長)

では、他の箇所は「が」でいいですね。それでは、女性の部分は変えてくれますか。

(吉澤委員)

アンケート結果が、文章にこう羅列されると、すごくわかりづらいですが、このままでいいですか。

(矢崎会長)

グラフとか表にするかということでしょうか。

(金委員)

私は、付録で一覧表がつくのかと思っていました。ですから、文章もあっていいかなと。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

集計したものは別冊で、結果というような形で出したいと思っています。

(斎藤委員)

読むときは、この方が読みやすいのではないのでしょうか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

ですので、もし答申の中に、別途資料とした方がいいのかということは、また審議いただければと思います。

(矢崎会長)

そうすると、アンケートだけでいいか、ヒアリングの内容はどうかという議論になってきます。ただ、これだけ詳しくいっているから、それをビジュアルにわかりやすくすることで添付資料とするという議論はあっていいと思います。あとで検討しましょう。

(事務局 佐藤人権・男女共同参画課長)

お願いします。

(矢崎会長)

吉澤委員、ここは文章でいいですか。はい。ほかにありましたら。

では、また後で気がついたらお願いします。

8ページに行きます。「5 分野別施策の現状・課題と方向性」。

(北村委員)

7ページに戻ってください。下から5行目の「また」という部分ですが、「あなたは同和地区の人であると知った場合、あなたはどうしますか」との質問に対しては、親としては反対するとか、そのパーセンテージが出ています。それで、次に「また」ということで、賛成、子どもの意志尊重は67.1%で、前回調査76.1%より後退していますとあります。この賛成、子どもの意志尊重との回答を上にしなないと、今までは多い順にきちんと並べてきて、何でこれだけが67.1%が下に入るのかと思いました。これを先にして、次に「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ仕方がない」に入れていけばいいと思います。

それで、未婚の人に対する質問のところでは、「また」が入らないと、文章がおかしいかなと思いました。

(矢崎会長)

どうでしょうか。

(北村委員)

平易に読んでいきますと、下から6行目、「2.2%となっています」で切れてしまいます。そうすると、100%にならないと思って次を読むと、こう来ていて、すっきりと行かないような気がします。

やはり67.1%がこうであったとか、そういうことを順に上げて、そして、パーセンテージごとにした方が、私はすっきりと行く気がしました。

(吉澤委員)

これは、おそらく親としては反対する、ここを強調したかったということではないですか。それか、どちらを強調するという。

(岩井委員)

これはこの答申の姿勢にかかわる話かと思います。このアンケート結果の中で、同和問題だけ、前回調査との比較とか、最後の部分で消極的あるいは無関心と思われる回答が増加しているとか、ある種、意思的な読み解きが入っています。ですから、これは答申がそういう姿勢であるということを含んだアンケートの出し方であると理解すればいいと思います。正直言いますと、今までの数字だけの羅列から、ここだけその読み解きまで入ってきているので、そこにこの問題も入ってくるのだと思います。

その次の分野別の話にもつながってくるのですが、こういう書き方がいいかどうかということも含めて話した方がいいと思いました。

(北村委員)

書かれている方の本意というか、それはよく受けとれるのですが、この部分に書くのは、なるべくわかりやすい感じがいいと思いました。

(金委員)

同和問題については、4つの質問をしています。他の人権課題では「どのような人権上の問題があると思いますか」と一つだったのが、同和問題はそれが1つと、次は子どもを持つ親への質問で、次は未婚の人に対してで、4つ目が、あなたの解決に対するという項目があります。したがって、記述の仕方として工夫されて、ダイヤモンドや横棒を入れるとか、そんな形で4つを並べてはどうでしょうか。

それから、北村委員がおっしゃったように、多い方から、「あなたのお子さんが結婚しようとする場合」、「賛成」、子どもの意志尊重は、合計67.1%と書いて、前回調査を入れるとしたら、(前回調査76.1%)だけにとどめて、後退とかということは避けた方が、他との

バランスはいいのかもしれませんが。ここに来ると、その後どんと書いてあるので、ものすごく深読みされてしまうと思います。ここはさらっとアンケートの数字を並べて出した方がすっきりするかなと思います。後は小さなことですが、小数点が「、」になっていますね。

(矢崎会長)

調査結果という部分には、その結果だけを書いて意見は載せないと、そういう考え方がですが、どうでしょうか。

(斎藤委員)

それは分野別と関連していて、12ページに「(イ) 県民の意識」の項目があって、ここでは「前述したように」となっていて、ここでの記載が前提になっています。意識調査の結果のところでは、評価は書かないということであれば、こちらの方で、県民意識調査によればこういうことが見られたと、ここに評価を書かないと12ページの文章が成り立たなくなってしまう。ただ、岩井委員がおっしゃるように、他の問題については全部データだけ書いてあるのに、ここだけ評価が入っているということは、確かにバランスといいですか、何か流れとしてはおかしいかもしれません。

ただ、そうなる、今度は12ページで、その評価を書いてということになるかなと、少なくとも「前述したように」というのでは足りないことになるのかなと思いますが。

(矢崎会長)

そうすると、ご意見を総合すると、同和問題の部分は、アンケート結果の実際の数字だけで意見は入れず、あくまでもアンケートの調査結果を書くということでもいいですね。

そうしますと、今、北村委員が言われた部分も、多い方から書いているから、ここも多い方から書いていくと、そういうことになりませんが、それでいいですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

確認ですが、「同和地区の人であると知った場合、あなたはどうしますか」という質問に対して、下のほうから、「賛成」、「子どもの意志尊重は67.1%(前回調査76.1%)」以下、続けていくという形に修正するということによろしいでしょうか。

(矢崎会長)

他と同じように書いていくということです。前回調査の比較は同和問題だけではないですよ。あとの部分で比較は入っていませんか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

入っていません。

(斎藤委員)

ということになれば、分野別で、そのことを触れるということでしょうか。

(矢崎会長)

それか、同和問題だけ、ただし書きを最初に載せるか。「この問題については、前回のアンケート調査と比較しています」ということを、注意書きみたいな感じで触れるか。それか、斎藤委員がおっしゃったように、後の方で意識の差をはっきりさせるか。

後の方のやり方でいいですね。そうすると、ここは前回調査の結果は載せないということになりますが、それでいいですか。他のところと合わせるならば。

(北村委員)

今度の答申については、同和問題と外国人施策について、この審議会が重点を置いたと冒頭で断っていますので、ここで今書かれているぐらいのことは、そういう趣旨で許されるのかなと思う部分と、全体を丈揃えして、私見を挟まない文章で行くかということで、私は今もって悩んでいます。この審議会では、同和問題と外国人について重点を置くということが、統一的な承事項ということですので、私自身もどうしていいかわかりません。

例えば、8ページの「分野別施策の現状・課題と方向性」の上の「6割を超えています」と。それで、今度はここでも、「同和問題の解決に消極的、あるいは無関心と思われる回答が増加しています」ということも説明になっていますが、それも要らないとなってきますので、私自身もどちらがいいのか悩んでいます。

(矢崎会長)

難しいところですね。

(吉澤委員)

8ページ以降の「同和問題」の文章量をこれ以上増やすと、読む方に負担になってくると思うので、北村委員がおっしゃったとおり、同和問題のアンケート結果だけは特別ということで、前回の調査比をここに入れることにしたらと思いますが、どうでしょうか。

(矢崎会長)

同和問題の最初の部分で、断るということでしょうか。この調査は県民意識の変遷を参考にしたいため、前回のアンケートと同様な質問をしたということを書き、そうしないと少し違和感があります。後の方にこのボリュームを入れるよりも、ここで触れておいた方が楽でしょう。

(斎藤委員)

そう思います。後ろの方の関連でいうと、ここで触れておいた方が、繰り返しみたいなことにもなりますので。

(矢崎会長)

ここを他の部分と同じように結果だけにすると、ボリュームは半分ぐらいになってしまいます。それで、比較や意見を入れるのは、個別の分野別の中でこのアンケートの結果を入れて、それを踏まえてどう思うかと書いていくか。北村委員が言われるのもそういうこ

とですね。

もう初めからスタンスは決まっているので、ここに入れてもいいのではないかと、それとも分野別の部分で書いた方がいいかどうか迷いますが、どういたしましょうか。

(金委員)

私の意見は、ここにあえて同和問題だけ、前回調査の数字を入れる方がいいのではと思います。理由は、女性、子ども、高齢者、障害者、特に総論のところ、関心のある事柄のトップは障害者ですね、県民の67%、次が高齢者、子どもですが、これらはそれぞれ担当の部署があります。同和問題に関しては、そういう受け皿が今なくなって、ないからこの人権政策審議会があるのですよね。そういうことから考えれば、ここでは、同和問題については、前回調査よりもどうだったかということがあってもおかしくないと思います。

そして、それについて断りが要るかどうかということもありますが、それはまた考えるとして、それを踏まえるならば、12ページの県民意識の部分ですね。ここは、そうすれば、「前述したように」ということでそのままつながる。それだけあればいいわけですよね。だからこの審議会の役割からすれば、多少結果報告にも濃淡があってもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(斎藤委員)

アンケート調査でも、同和問題については項目を増やして、他は1つずつくらいとしています。1つの質問で何かいうことはなかなか難しいですが、同和問題は4項目あって、評価といいますか、こちらの意見も持てますので、ここで書いておいてもらった方が、文章の流れとしてはいいような気がします。

(矢崎会長)

委員さん方のご意見を聞かせてください。

(岩井委員)

同和問題をそのように扱うことになると、外国人の方ももう少し扱わないと。例えば5のところ、「県民意識調査の結果の分析を見ると」につながる布石になるというか、同和問題を置くためにも、外国人の方ももう少し加えるということにもなってきますよね。

(矢崎会長)

ただ、外国人の場合には、比較できるデータを持っていないでしょう。外国人のアンケートに関して膨らましようがないと思います。

(斎藤委員)

それから質問自体も、「どのような人権問題があると思うか」という質問のみですよね。

(矢崎会長)

書くとしたら、私は断りが必要だと思います。議論を尽くして、「同和問題と外国人施

策に力点を置いて」と書いてあるから、その辺りはすっきりしましたが、それを受けたにしても、同和問題について書くとしたら、「この項目については、その県民意識の推移を参考にしたいために、平成13年度の項目の中から同じ項目を質問した」と書いておくことで、その比較が生きてくると思います。ずっと読んでいくと、ここだけ何でこうなのという感じを受けるかと思います。他の質問は前回調査との比較はできるようになっていない。

どうでしょうか。一応アンケートの結果はその中で処理したいということになると、少し断り書きを書いて、この部分はこういう書き方で、順番は多い方から少ない方という順番で、そのぐらいは直してもいいと思います。一応これでいいですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

断り書きを入れて、順番は数値の大きい方からでよいでしょうか。

(矢崎会長)

断り書きを入れて、順番は大きい方からにしましょう。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

前回との比較のコメントはどういたしましょう。

(金委員)

コメントは要らないのではないですか。ここではそこまで踏み込まない。どうでしょうか。私は数字だけ、前回調査何%と書く。

(矢崎会長)

では、コメントは個別課題の中で、つけるならばつけると。

(金委員)

と思いますが、いかがでしょうか。

(岩井委員)

私もそう思います。

(矢崎会長)

ではここでは、前回比があるということだけは断っておく。今、言ったような断り書きだけは書いて、あとは一応数値が大きい順に持って行って、前回比は載せて、コメントはつけないと。斎藤委員、それでいいですか。

(斎藤委員)

はい。

(矢崎委員)

それで、それを受けてのコメントは、後でつけるということでもいいですか。はい。ではそうさせていただきます。

「5 分野別施策の現状・課題と方向性」に行きます。8ページの大きな「5 分野別施策の現状・課題と方向性」、この4行について、これでいいでしょうか。

お聞きした意味は、「前述した県民意識調査結果の分析等を見ると」ということでもいいかどうか。違いますよね。

(斎藤委員)

これは、意見募集・ヒアリングを含めてということですから、それを加えた方がいいと思います。

(矢崎会長)

事務局の方で、その部分について、意見をもらっているという話でしたね。

(人権・男女共同参画課 中村担当係長)

矢嶋委員からいただいております。読みあげますと、「本審議会としては、どの人権課題も重要であると認識した上で、前述した県民意識調査の他、人権課題についてのこれまでの経緯と現状を総合的に分析、検討した結果、本県においては、同和問題と外国人施策が特筆する必要がある人権課題であると判断するに至りました」ということです。

(矢崎会長)

要は、同和問題と外国人施策を特筆するというところに、県民意識調査はそんなに大きなポイントになっていないのです。その前の議論で、意識調査の中に同和問題を大きく入れたわけですので、むしろ、他の施策はそれぞれの部局で推進されていますが、この2つは、ここできちんと取り上げなければいけないということと、後はヒアリングやいろいろなことの中から総合的に判断したということで、意識調査を書いてしまうと、非常に根拠が貧困になる。

(斎藤委員)

先ほどの意識調査の外国人の項目を見ても難しいですよ。

(矢崎会長)

そうですね。私は、現状の具体的な施策状況等も勘案してとか、要は人権施策全体の中で、この2つはここで少し力を入れなければいけないのではないかという認識でした。私は矢嶋委員のご意見と少し違って、県民意識調査の他にというよりも、県民意識調査は一つの理由ではありますが、そんなに大きな理由ではない。これを直しておいてくれますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

今のお話ですとか、委員の意見を踏まえ、また、作り直してご意見をいただきます。

(矢崎会長)

それでは、そうさせていただきます、次に「同和問題」の「現状と課題」、ちょっと長いですが、現状と課題全部でご意見をお伺いします。

(北村委員)

間違いではありませんが、8ページの下から2行目「また県民一人一人の」と、今までは一人が漢字になっていましたので。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

後ろの方は、ひらがなに直させていただきます。

(矢崎会長)

他にも何かありましたよね。重ねるときには前は漢字ですが、重ねないときには、ひらがなで「ひとり」の方がいいのではないかと。どこかにありましたね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

戻ってしまいますが、3ページ。(2)の上の4行上に「また」という部分がありますが、その最後で「その主要施策の一つ」ということで、漢字で「一」と書いてあります。これはひらがなの方がいいのではという話もありますので、修正させていただきます。

(矢崎会長)

はい。「ひとつ」、「ひとり」は重ねると漢字ひらがなですが、一つだとひらがなで行くという統一でいいですか。他にどうでしょうか。

一つずつしましょうか。「ア 同和問題の基本認識」については、これでいいですか。

特に意見がないようですので、これはそういうことにさせていただきます。

次の「イ 取り組みの経緯」の「(ア) 国、長野県の取り組み経緯」、9～10ページについていかがでしょうか。

斎藤委員、今日ご欠席の委員も含めて、「ア 同和問題の基本認識」はこれでいいでしょうか。「イ 取り組みの経緯」に、経緯については前書きといいますか、前段のほうで触れているので、これだけのボリュームが必要かかというご意見は出ています。いかがでしょうか。例えばアとイについては、はずせないかどうか、ウから始まってもいいのではないかとご意見です。

(吉澤委員)

イの中の(ア)と(イ)ですね。

(矢崎会長)

アは基本認識ですから、イの中の(ア)と(イ)、これは概略ですが前段で触れているので、ここでは、大きなエポックである特別措置法の失効と一般対策の移行化ではどうでしょうか。

(吉澤委員)

少し厳しいですね。そうすると、前段の方をもっと詳しく言っていたかかないと。

(矢崎会長)

本審議会の設置背景と部落解放審議会は、3ページから来ている部分を膨らませないといけない。

(吉澤委員)

ここでしっかり述べるので、前の部分ではさらっと書いたのですが、押さえておくべきものは押さえておくということで、(ア)と(イ)をきちりとした形で斎藤委員は残されたと思います。それを最初にあるから全部取ってしまうとすると、最初が少し足りないと思います。取るのであれば、最初の部分をきちり書いていただければと思います。

(矢崎会長)

意見をお伺いしたいと思います。

(金委員)

私は、そういうと、(ウ)からでというか、審議会としての責任のあることを書くのが答申だと思います。まず、誰に向けて書いているかということもあると思いますが、教材をつくっているわけではないので。ただ、どういう経緯でこの審議会ができたかということについては、もしかしたら前の部分で膨らみが要るかとは思いますが。

前回の同和対策審議会での答申内容がどういうものであったかということは要ると思いますが、1966年、1969年の同和行政からがどういうことがなされてきたということを書いているけれども、何か現在に届かないような、それに対する評価が要るのではないかということになります。それは私の考えといいですか、理解では、以前の部落解放審議会が担ってきて、そこから何をバトンタッチされたのかという、その入りの方がスツとするように思うのですが、いかがでしょうか。

もう一つ、戦略的にもここであまり長く書くと、後ろがなかなか読んでもらえないのではないかと思います。大事なことは、この後どうするかということを出していくことだと思います。ですから、もう少し後ろのところでも前向きに、要するに、一般人權施策の中で行っていくことを書かれてはいますが、それは一体どういうことなのか、答えはまだ見えてないのではないかと思います。そこにもう少し力点を置いた書き方をしていく必要があって、一般論ではわかりますが、一般論というか総論として、一般施策で実施していくことはわかりますが、具体的に何かと言われたときに、本当はそこを出していかないといけないということを思うと、この審議会の設置の直前の経緯から入っていった方が、そこにもつながりやすくはないでしょうか。

(矢崎会長)

他の委員さん、どうぞ。

(斎藤委員)

今の金委員のご発言で、教材をつくっているわけではないとのことでしたが、実は、これは教材になります。教材としてこの部分をコピーして使うというような可能性があります。つまり、審議会の答申ではこうなっていると、使われる可能性があります。

それからもう一つは、同和問題についての基本的なことは押さえておいた方がいいだろうと思います。例えば9ページの(ア)の国の流れを挙げないと、県の動きも挙げられなくて、わかりにくくなってしまいます。結局挙げざるを得ないということで、文章が長くなってしまっているのです。

特別措置法ができてから取り組んだわけではなくて、長野県は独自に戦後早くから取り組んできたということで、これから先を考える場合にも経過は必要です。特別措置法がなくなったのだからもうやらないというようなことをおっしゃる市町村職員もいます。国の法律がなくても、長野県は独自に取り組んできた。特別措置法は切れたが、これは一つの事業法で、これがあるからやるという問題ではないと、そういうことを押さえておくことが、県でも市町村でも必要だろうと思います。同和問題の項目では同和問題についてきちんと押さえておく。例えば、男女共同参画については、男女共同参画審議会があって、そこで男女共同参画だけで答申をまとめているわけですね。同和問題に関してはそれが今ないので、この審議会で重点的に取り上げることにした。前の方の文章でそれをきちんと書いていただけたところがあれば、そこで書いていただいて、重複するところはその分ここで省いてもいいと思います。

くどいようであっても、押さえるべきことは押さえておいた方が、将来のためにもなるのではないのでしょうか。これまでどんな取組を長野県はしてきたのかということがわからなくなってきていると思います。そういう意味でも、3人で相談して、これは入れておきましょうということになりました。

(矢崎会長)

この国、長野県の取組の経緯は、長野県部落解放審議会の答申の中にも経過として同じことが書いてありますか。

(斎藤委員)

書いてあるところがあります。

(矢崎会長)

同じことが書いてありますよね。要するに部落解放、その同和問題を戦後からずっと繰り返して現時点をとらえるか、一つのエポックである一般対策の移行から捉えるのか。

今回の審議会のスタートにあたって、私は長野県部落解放審議会の答申については必要だと思います。それを受けてこの審議会ができたということですから、それはどうしても入れなくてはいけないと思いますが、そこまでの経過が要るかどうかという議論が一つあっていいと思います。

ただ、ここまで書かないと正しく理解できないだろうとおっしゃるのはわかります。一

般政策へ移行しました。その前は知っているという前提だとそこからでいいが、その前を全然わからない人がほとんどになってきているので、要するに一回ここで押さえないというご意見だと思います。それは今回の答申の中では、議論しておいたほうがいい。皆さんにご同意いただければ、私はこれで構わないと思いますが、意見をお聞かせいただきたいと思っています。

吉澤委員、前段で触れるのは無理だと思います。触れるならここしかないでしょう。

(岩井委員)

例えば、資料をつけるというやり方はあるのでしょうか。この部分は、これまでの長野県の取組みたいなもので、読みたい方のために、最後の方に資料の一部としておけば、この審議会の質みたいなものも一種明解になりますし、答申としての、全体的な整合性も保てるのかなと思いました。

それで、ウから入っていくといっても、難しい印象を受けました。

斎藤委員が一生懸命書いてくださったことはよくわかりますが、全体の答申のトーンからいっても、ここだけ違ってくることは間違いのないと思います。このボリュームと質はやはり問われるならば、この話は資料としてつけるような形もあってもいいのかと感じました。

(吉澤委員)

今、矢崎会長は前に持っていく場合でも限られてくるとおっしゃいましたよね。

(矢崎会長)

難しいと思います。

(吉澤委員)

それで、資料として後ろに付けるのではなく、本文にあることに意味があることなので、斎藤委員、それを押さえておくべきですね。

(斎藤委員)

例えば、経緯については、資料も含めて一緒につけるということがあります。同和対策特別措置法は事業法だということは書いておく必要があることだろうと思います。というのは、特別対策から一般対策へという流れの説明に必要なという意味です。特別対策というものは一体どういうものだったのかということを書いておかないと、それこそわかりにくいことになってしまうのではないかと思います。そうしますと、その特別対策が出てくる前提としてはこういうことがあったということを書いておかないと、結局、わからなくなってしまいます。

(矢崎会長)

もう少しこちら辺は短くならないかというお話があって、それでこの形ですので、もうご検討いただいた結果だと思っておりますが、要するに切れなかったということでしょうか。

(齋藤委員)

特別対策から一般対策ということの説明するためには、この特別対策というのはどういうもので、どこから特別対策が出てきたかということ述べる必要がありと思います。

(矢崎会長)

わかりました。これはおそらく両方の意見が平行すると思いますね。イは保留して、後に回します。

それでは、「ウ 同和問題の現状」から後ろについて、議論をしていただけますか。

(金委員)

内容でなくて、カタカナのアイウエオと、その次の階層は括弧のカタカナの(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)になっていて、ちょっとまぎらわしいので、何かできませんか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

また全体で確認し、(1)とか、 など統一していきたくと思いますが、委員にいただいた分をそのまま載せてあるということで、そこは今後確認させていただきます。

(矢崎会長)

基本的には、この点は事務局で扱えばいいですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

はい。

(矢崎会長)

目次がつくとしたら、そこで整合性がなくなってしまいますので。

(齋藤委員)

8ページをご覧いただきますと、分野別施策の現状・課題と方向性が数字の5になってしまっています。そうしますと、その次の分野別施策の現状と課題の、同和問題が(1)になってしまう。そうすると、その現状と課題が になって、どんどん小刻みになっていってしまいますので、もう少しわかりやすい方法があればお願いします。

(矢崎会長)

どちらにしても全体の中で統一してください。

11、12ページ、これはどうでしょうか。「ウ 同和問題の現状」の(ア)(イ)から、ここについて議論をお願いします。

(齋藤委員)

12ページの(イ)県民の意識のところ、前回は指摘いただいたことに加え、「部落解

放運動にかかわってきた人々による不祥事（不正）が、関西を中心に相次いで発覚した」という文言を入れました。前回までの原稿には入っていませんでしたが、やはりこれは大きな社会問題にもなりましたし、報道もされて、これは事実です。これも入れておかないと、この問題が抜けているのではないかということと言われるのではないかと思ひまして入れました。前回、県民意識の後退について長野県の取組だけかと言われましたので、そのことも踏まえしました。関西を中心に不祥事、不正が発覚し、これは当然非難される。これも入れておいた方がいいだろうと判断して書き加えました。これは3人の意見です。

（矢崎会長）

今、斎藤委員が言われたのは12ページの方向性の上ですね。その下の、「前述したように、長野県部落解放審議会答申で示された施策がほとんど行われてこなかったことなど、同和行政が後退した」と。その後の、「それは市町村の取り組みの後退や、県民意識の低下としてあらわれてきています」という文章で、市町村の取り組みの後退と書いていいかどうかという議論がありましたね。

（斎藤委員）

ありました。これは実際、県がやらないのであればやらないということを使う市町村職員がいらっしやいました。

（矢崎会長）

はい、それは私も承知していました。ただ、一生懸命やっている市町村に対しては失礼ではないかということで、配慮が必要ではないか。「一部の」市町村の取り組みの後退や、などとしないと、一生懸命やっている市町村は怒るのではないかということです。

（斎藤委員）

そうですね。全部がそうだとしたら失礼ですね。特に審議会がそういうことを言っただけとはいけません。

（矢崎会長）

できたらここは少しご配慮をいただきたいなと思います。県が答申について施策が行われたか、してこなかったということについて、事務局ではどうでしょうか。

（佐藤人権・男女共同参画課長）

「後退した」という記述ですが、確かに法律が終わったあと終わったこともありますが、そのあとも経過措置などの形で取り組んできておりますし、また、障害者だとか高齢者、確かに同和問題という部門はないですが、各分野でそれぞれ対応してきています。また、教育・啓発につきましても、人権施策の中で取り組んできておりますので、ここでいう後退というのは気にかかる部分ではあります。

（矢崎会長）

この前の打合せでは、「停滞」ではどうでしょうかという話がありました。でも、この審議会で決まれば、「後退」で構わないと思います。

(斎藤委員)

これは私が経験したことですが、県教育センターから講演の依頼がありまして、それで私は同和問題中心に勉強しているので、「被差別部落の歴史と同和教育」という演題を申し出ました。そうしましたら担当の方から、「同和教育」はやめてくれないか。今、長野県教育委員会では「同和教育」という言葉は使わないというのです。かつて同和教育を教育の一つの大きな柱としてきたはずなのに、そういう言葉は使わないでくれというのです。

それだけでなく、同和教育がやられなくなったということも、あちこちの先生から聞いています。これは明らかに県の姿勢からそういう現状が生まれてきている。そういう意味では、停滞ではなくて、後退と言わざるを得ないのではないかと思います。

(矢崎会長)

関連しているので、一緒に議論をしていただければと思います。11ページの(オ)「長野県部落解放審議会は、上記の答申を行いました、長野県はこの答申を具体化することはほとんどありませんでした」と。それと(カ)「その後長野県は、部落解放審議会答申を尊重することが十分ではなかったとし、長野県議会の意見を重視し」のところも、同じようなニュアンスになります。

この審議会で、このトーンそのままでもよいという合意を得られれば、県民の意識のところも、後退でもいいのではないかと思います。ただ、委員のご意見を聞いておかないと答申にならないので、これを含めて、そういう現状認識でいいでしょうか。

書いていただいたお三方はそういう認識で書かれているということでもありますので、あえてお聞きませんが、他の委員さん方のお考えをお聞きしたいと思います。

(北村委員)

先ほど12ページの市町村の取り組みの後退というのは、多分、私が市町村をこう決めつけていいのかということで発言したと思いますが、ここは本当に私たちが、市町村が本当にそういう取組をしたということを私たちが認識できていればいいですが、文章でこう書かれて、例えばこれを見た方が、いや、自分のところは一生懸命やったのに何でこんなふうに、と言われたときに、きちんと回答できなければ無責任だと思います。そういうことから、市町村の取組の後退ということを本当にここに書いていいのかどうか。書くのであれば、それなりの資料を、私たちは整えなければいけないと思うのです。

だから、ここはもう少し考えた方がいいのではないかと私は思っています。

(矢崎会長)

先ほどの「一部の」というのを入れれば、お叱りは受けないかと思います。本当は、後退したか、停滞したかということは認識の違いです。要するに、人権問題全体として同和問題を取り上げるという捉え方だと、その人権教育とか、その研究会、勉強会ということをはほとんどの市町村は同様に実施しています。その意味では後退したとか、停滞したとい

うのは言いにくいところがありますが、同和問題だけに限れば、その人権教育の中の同和問題については、やはり会議も減っているでしょう。それは斎藤委員がおっしゃるとおりだと思います。一般行政の転換についてそういう捉え方をしている市町村が多かったし、実際に、あのとときの県のスタンスはそうでした。オールオアナッシングみたいな展開を、非常にドラスティックな転換をしましたので、その部分だけを見て対応している市町村もあったことは間違いのないでしょう。しかし、人権教育が後退していると言われると、市町村は少し怒るかもしれません。同和教育という意味では、こう言われても仕方がないかなと思う市町村もあるでしょうし、従来どおり一生懸命やっているという市町村もあるはずですので、そこはやはり配慮が必要かなと思います。「一部」という言い方ならば、そんなに気持ちを逆なですることはないかなという感じはします。

(金委員)

よろしいでしょうか。

おそらくお三方の直感は間違いのないと思います。ただ、それをどう裏づけるかというのが難しいところで、何か、客観的なデータみたいなものが要るのではないかと思います。

それから、矢崎会長がおっしゃったような、もう半分というか、まだ半分というか、その違いはどうしてもあります。だから、今後のあり方で、例えば同和教育という言葉を使わずに人権教育だということは、その解釈はどういう意味を持っているのかとか、並行した書き方ということができないのかなと思います。私自身も、学生たちを見ていて、同和教育がなされていないのではないかなと思うところはあります。しかし、学校サイドからすれば、人権教育の中でやるので、外国人の問題とか、ほかにいろいろな問題もあってというふうな現場の話もありますよね。

だから同和教育なり、あるいは同和問題のあり方について今抱えている状況、その現状について書くべきことは、同和地区といわれたところが今どうなっているかだけではなくて、それを取り巻く取組が長野県ではどうだったのか、あるいは現状どういう壁にぶつかっているのか、そういう整理の仕方が必要ではと感じています。

もう一つ、この審議会ができる前、人間尊重推進委員会という審議会ではないものがつくられて、正直申し上げて今回の答申で、その推進委員会のことが一言もないということは、書きづらい状況があるのかもしれないのですが、あとき任命された他の人たちも、おそらくこれを見たら不快感を持つのではないかと、少しそういう危惧を抱いています。

どういうふうにするか、いろいろ政策的な、それこそ資料として残っていくものですが、現に審議会ではないものがあのように途中で立ち上げられたということは、記録としておいた方がいいのではないのでしょうか。私はそれを前から申し上げて、そのようにも書いてきました。事務局で再度却下ということであれば構いませんが、少なくともこの場では、それについては発言させていただきます。

(矢崎会長)

そこでの活動を記録として残していただきました。見せていただきましたが、一人ひとりきちんとしたご意見をお書きになられていた。入れるとすると、4ページの人権政策審議会の設置のこの項でしょうね。「新たな人権施策を検討する審議会を条例案として提出さ

れるべきであるとの意見が否決された」と。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

すみません。その関係ですが、3ページの(2)の上7行「平成16年10月には、長野県人権尊重推進委員会設置要綱が定められ、17年10月に同委員会が設置され、活動記録がまとめられました」ということで、ここへは入れてございます。

(金委員)

わかりました。

(吉澤委員)

一部の市町村の取り組みが後退したことについて客観的なデータが必要だとおっしゃいましたが、長野市の場合でいいますと、解放子ども会に対するいろいろなことが随分と変わったということは、客観的なデータにはならないでしょうか。

(矢崎会長)

恐らくここは非常にデリケートな部分があります。12ページのアの中で、同和行政が後退したという、そういう表現を使うかどうかということまでつながります。今、長野県では、同和行政という考え方はありますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

人権一般の中の、という考え方です。

(矢崎会長)

斎藤委員、同和行政という言葉以外の使い方はありますか。同和対策とかという使い方は可能ですか。

(斎藤委員)

そうですね。市町村には、人権同和政策課というふうに変えていったところと、それから人権政策課というふうに変えてしまったところがありますね。

(矢崎会長)

最終的には、審議会の意見としてここに出せばいいことですが、ただ、つまらないことをいわれても仕方がないので、申し上げております。

個人的な見解を申し上げますと、11ページの、長野県部落解放審議会が上記の答申をしたけれど、長野県がこの答申を具体化することはほとんどなかった、私もこれはそうだろうと思います。その後ろの「その後長野県は、部落解放審議会答申を尊重することが十分でなかった」ということも、おそらくそうだろうと思います。現実に関委員がこのメンバーにいらして、今日までの間にそういう感を強くお持ちになられていますし、私たちも、そういう意味ではそうだろうなという感じがします。11ページの問題は、問題提起だけさせ

ていただきましたが、おそらくそんなに異論がないところだと思います。

(斎藤委員)

そのことで一言申し上げていいでしょうか。4ページの ですが、「長野県では部落解放審議会答申を尊重するとともに、県議会の意見を重視し・・・本審議会が設置された」と書かれているところですが、これは現時点では間違いではないので、先ほどは何も言いませんでした。しかし、11ページの(カ)人権政策審議会の設置のところ、事務局からいただいた案では、ここも「長野県が部落解放審議会答申を尊重し、長野県議会側の意見を重視し」となっていました。これは3人で、ここを「尊重し」とするのはおかしいということで、「尊重することが十分ではなかった」と直させていただきます。そうしないと、つじつまが合わないのです。

(矢崎会長)

それは、先ほど金委員が言われた、だから委員会を置いたのではないかというところへつなげます。私は、これは正しい、あまりご異論がないところだと思います。

12ページに戻らせていただいて、方向性のアで触れている長野県政の捉え方について、市町村の取組については、一生懸命やっているところもあるので、一刀両断にやるのは失礼かなと、一部の市町村の取組の後退としておいたほうがいいかなと思います。「同和行政が後退して」という表現が、今、通じるかだけ、検討してみてください。

(斎藤委員)

その「同和行政」というところを、「取組」が後退しましたと。

(矢崎会長)

同和への取組でも結構です。今は、同和行政という書き方はあまりなじまないかなという感じがします。

それでは、今、ご議論いただいた方向性はこれでよろしいでしょうか。13ページはまだ行っていませんでしたが、どうぞ。

(北村委員)

13ページのウです。同和問題の解決と施策とありますが、ここの内容を読ませていただくと、何ら施策的なものがないと、言っては失礼ですが、そう思います。

全体で読んでみますと、同和問題の解決についての考え方みたいなことが書かれていて、施策とは遠いのではないかと思ったのと同時に、次の項で今後の施策の基本的な方向とあることから、ウはここに必要ではないと私はとりましたが、どうでしょうか。

ここに書いてあるようなことが、前にも何となくあるような、重複しているような気がしたので、同和問題の解決と施策という見出しは、合わないのではと思いました。

(岩井委員)

前回は話題になったところですね。私も読ませていただいて、なかなかわかりにくい

ので、これをはずしてもいいのではないかと思いましたが、斎藤委員、いかがでしょうか。
要するに、実態を把握して具体的な施策を講じなさいということを言いたいのですよね。

(斎藤委員)

一つは、実態を正確に把握しないと、どういう施策を行うのかということが決められませんので、まず実態をきちんと把握するということですね。

もう一つは、「これからは教育・啓発だ」といった意見が強くなっていて、それはもちろんそうですが、それだけではないということも言うておかないといけない。環境改善は全部終わって、残る課題は教育・啓発であるという意見ですが、それだけではない、と。

それともう一つは、3人でものすごく議論したところですが、特別措置法が失効したので特別扱いできないという意見がだんだんと幅をきかせてきています。他の課題と同じように、普通に扱えばいいんだということですね。これをどう考えるかささん議論しました。ここで言うておかないと、他の問題と同じように取り組んでもらえればいいのですが、しばしば同和問題だけ特別扱いできないといわれます。私たちは、別に特別扱いしようといっているわけではないのです。逆に、特別扱いという言い方をすれば、障害者問題であろうが、外国人問題であろうが、みんなそれぞれ特別扱いです。特別な問題として認識するから特別に手当てをする、施策を行うわけですので。なぜ同和問題になると、特別扱いできないのでしょうか。日本の歴史のなかで形成された、固有の問題で、もう長年かけてきた問題、それでもなおなくならないので、それこそ特別扱いして力を入れてやるべき問題ではないかという意見もあると思います。しかし、それを言うともた誤解されてしまいます。

これは特別扱いをすることではないと、だけど取り組まなければいけないことだということを、書いておかないとわかっていただけないのではないかという、そんな思いから書かせていただいたわけです。

(矢崎会長)

わかります。わかりますが、今の委員さん方のご意見は、その前段で「同和問題の解決には、教育・啓発が重要であることはもちろんですが、それだけではなく、今後の施策の基本的な方向に示す諸施策が求められています」と来て、同和問題の解決を施策と受けて、そこに中身がないのではないかということですよ。ここに具体的なものが出てくるのならこれでいいですが、ここで再度、今、斎藤委員がおっしゃられた、特別扱いはできない、一般対策への移行の理解不足の話になっています。具体的な方向は更に下の今後の施策の基本的な方向という項目に書いてあります。ということで、このところが抽象的になってしまっている。同和問題の解決と施策と書いてあるのに、実際は基本的な考え方がもう一回言われている。

(斎藤委員)

だからそれを、エ「今後の施策の基本的な方向に示す諸施策」というところに、具体的に書いています。

抽象的ということであれば、エの内容を入れたらわかりやすくなりますか。

(吉澤委員)

ウはエの頭に入れてしまったらどうですか。このウの解説はとても大事なことです。ここを押さえておかないといけないと思います。部落問題、部落差別は、ものすごく深くて、十分理解していないと学べないところがあって、ここは絶対に落としておいてはいけないところです。ただ、私は表題のつけ方は、施策と書いてあるのに中に何もありませんよねということでした。

(北村委員)

書くのであれば施策ではなくて、解決についての考え方とか、そういう言葉にしないと。施策について何があるのかといったら、何もありません。

(矢崎会長)

イトウは一緒になりますか。

(斎藤委員)

一緒になりますね。

(矢崎会長)

イトウが一緒になって、今後の施策の基本的な方向に示す諸施策が求められるとって、エにつながってくるのですよね。イの次にウがあって、そこにエの内容が出てくるかと思ったら出てこなかったという感じですよね。イトウをまとめる方向でどうですか。

(斎藤委員)

イの「同和問題の解決には」の前にウを入れてしまう。それで同和問題の解決には諸施策が求められていますということで、この部分を締めくくるとわかりやすいかもしれませんね。エにつながりますね、基本的にはそれによろしいでしょうか。

(矢崎会長)

要らないというご意見もありましたが、どうでしょうか。

(吉澤委員)

これは抜いたら困ります。

(岩井委員)

もっとこなれた文章になりますか。

(斎藤委員)

たくさんのご意見をいただきたいと思います。どうしたらいいだろうということで随分議論しましたが、皆さんに納得していただける文章を書くのは本当に難しいです。

(関委員)

この数年間、同和問題という言い方を避け、もっと幅広く人権問題と言ってきたように思います。確かに同和問題は人権問題のなかに含まれるわけですが、これが独り歩きし、同和問題という言葉を使ってはいけない、同和問題に真正面から取り組むのを避けるような雰囲気醸し出され、同和問題への取組が薄れてきたことは否めません。

しかし、同和問題、部落差別の問題は、日本で何百年と問題になってきていますし、現に長野県では差別を受けて困っている人たちがいるわけですから、これを重視する必要があります。

(吉澤委員)

また、特別かとか、また元に戻るかということ。

(関委員)

私は特別でいいのではないかとっています。

(吉澤委員)

それを言ってしまうと、また風当たりが強くなってしまふ。

(関委員)

それは講演などでは、口頭で述べています。ただ、確かに口で言うのはいいが、こうやって書いて残すことはやめたいというのが斎藤委員の意見です。「そうですね」と昨日もそういう話をしました。

(金委員)

皆さんに伺いたいのですが、やはり同和問題の解決なくして、日本の人権問題はあり得ないという考え方はどうでしょうか、同意してもらえますか。あるいは、もう同和問題は無いというご意見はどうでしょうか。

(関委員)

端的に言うと、歴史的にみても、アメリカでは人種差別が一番だと思いますし、日本では同和問題が特徴的な人権問題ではないでしょうか。

(金委員)

同対法とかが終わってしまつて、本当に実際のところ予算がなくて、行政としてもやりたくてもできないこともあると思います。だけど、この審議会で確実に言えることは、やはり客観的なデータと、それから次は、私たちの認識ですよね。

では、戻ってあのアンケート、今ここで一度虚心坦懐に見たときに、「子どもが結婚しようとする相手が同和地区の人であると知った場合」という質問について、あのアンケートの回答の中に、こんな差別的な質問は何だといったクレームがありましたか、多分ない

ですよね。ということは、こういう質問が成り立つという現状があります。これがまず第一です。私たち当たり前にとっていますが、こういう質問を、アメリカで「何々地区の人との結婚が」とかそんな質問をしたら、ものすごい差別問題になります。でも、この質問が成り立つのです。これがまず第一に同和問題が現にあるということだと私は理解しています。これが1つ目。

2つ目は、その回答はご覧のとおりで、絶対的にこれはひどい。「子どもの意志を尊重」、「賛成」は67%で、過半数ではありますが、言いかえれば、3分の1の人は反対です。これを見て、日本の人権感覚はゼロではないか私は言いたいです。これを見て何も思わないとか、前回より減ったとか、これはそういう問題ではないです。ということ、私はこの審議会の報告にまず出していただきたい、差別問題はあると。今の日本の人権は、この同和問題の解決なくしてあり得ない、同和問題の解決なくして外国人なんて言えるはずないですよ、と私は思っています、ということを書いていただきたい。

その上で、だけど施策になると、これは大変なことです。今までの議論のように、過去の経緯などで平行線になれば、両論併記しかないのではないですか。後退か停滞かという問題ではなくて、法律がないが、例えば県で何か独自にできないかとか、あるいはこういうことをしなくてはいけないのではないかと、そういうことは幾つか提案があってもいいと思います。とにかく、私は出発点としては、どうこれから施策に反映されるかではなくて、まず認識をみんなで変えないといけない。以前よりは確かによくはなったとは思いますが、実は潜んでいるということを書く必要がある。だから一般対策になったが、本当にそれでいいのかという問題に、今私たち、日本、長野県は直面していますという流れではないでしょうか。抽象的で、時間も無いのにすみませんが、そういうふうに思いました。

(関委員)

同和問題への取組が後退したというデータがないかという話ですが、例えば、困っていることの一つに、先ほど出たように、データが途切れてしまっていることで、それ自体大きな後退です。それから何よりも現場に行くと、県はもう同和という言葉を使わないようだと、いろいろな話が出ています。

この点、一番現場に出て肌で感じているのは吉澤委員だと思います。

(吉澤委員)

使わせてもらえません。解放子ども会は使わせてもらえません、人権教室ですね。

(関委員)

企業の中でも、あるいは教育の中でも、要するに肌で感じるものがあるのです。事務局とすれば、それなりにやっているということですが、机上でなくて、現場の中から出てきているものです。県の姿勢、方向づけによって、市町村の取組姿勢も影響されます。

斎藤委員に教えてもらったのですが、長野県は同和問題について全国に率先して輝かしく活動したという時期があったのです。前回の部落解放審議会の答申が活かされず、県行政での同和問題への取組が大きく後退したという時期もあったのです。

このように時系列的に捉えてよろしいのではないのでしょうか。

(矢崎会長)

市町村が後退したというところもありましたが、大変失礼ですが、そこに関わっている人たちの活動方法にも問題がないわけではなかった。関わっている方の、一種、市町村行政へのプレッシャーが、知事がそういうふう発言したときに、もう終わりだ、終わりだというところに走らせた部分もあります。

関西地区のような問題はないが、やはり本当に人権を考えていく、キャッチボールをきちんとやっていくというようにはとれなかったケースもあります。

(関委員)

私も昨日、その点を諏訪の部落解放研究集会の会場で話したのです。県なり行政の取組はこうなっていますが、一方では、県行政に頼るだけでなく、今日のような部落解放研修集会を県内各地で開催するなど活動の方法も考えなければならぬ所があるのではないのでしょうかとお話ししました。

(矢崎会長)

新しいステージに入るときでしょうね。

(関委員)

そうです。決して特措法のあった時代に戻れと言っているのではないということですね。

(金委員)

これは、基本的にこの審議会で判断が必要だと思いますが、アンケートの総論のところ、「何に関心がありますか」といったときに、「同和問題」は真ん中当たりの35%です。これをどう読むかということで、やはり隠れているのか、後の質問で同和地区出身の人との結婚は嫌だとかというようなニュアンスが出てくる。

本当は、関心としては、同和問題が35%ということは、触れずにおこうということなのか、本当になくなったということなのか。これだけでは心理的な解釈はできない。

(斎藤委員)

お話の途中ですが、そのことに関して言いますと、例えば学校の保護者の講演会で同和問題を取り上げたら、ほとんどのお母さんたちは残らない。しかし、例えばいじめだとかになれば、お母さんたちはたくさん残る、あるいは不登校だとか。要するに自分の子どもに関わる問題だったら残ります。同和問題では、もともと長野県の被差別部落の人たちは非常に少数であることから、多くのお父さん、お母さんたちは、自分の問題だと思っていない。ですからこれは、ある意味マイノリティの問題ということで、パーセンテージだけではこれはすまない、つまり「私の問題ではない」と多くの人は思っているというのが現状です。

(金委員)

そういうことを書く必要がありますね。県民の関心が薄れているということも大事なことです。

(関委員)

そうですね。長野県の被差別部落の特徴は数が少ないということ、全域同じ関心事ではないので、こういうことを知っている人も少ないのですよ。

(矢崎会長)

点在していますし、これはおそらくアンケートの結果でも南信地区では関心が低いとか、東北信では多いとかという地域性があると思います。

(斎藤委員)

昨日の研究集会の感想の中に、「こんなに同和という言葉を使っていいのですか」という感想があったそうです。諏訪地域ではもう同和なんて言葉は使わない、そもそも使ってはいけない言葉みたいに思っていたらしいのです。

(金委員)

部落という言い方はよくないということで、同和問題になって、その同和という言葉、行政が今使わないのは、同対法がなくなったためですか。

(吉澤委員)

同和という言葉は行政用語です。自分たちでは、私は部落の者です、部落出身ですと言います。

(金委員)

部落問題と書くのはよくないのですか。

(吉澤委員)

いけないことはないと思います。皆さんが、使ってはいけない言葉だと思っていること自体が、部落をタブー視しているということではないでしょうか。

(矢崎会長)

ただ、部落という言葉は、差別用語という捉えられ方をされている面があります。同和の解放運動をなさっている方たちも、部落という言葉はぱっと使うと遮断すると思います。

(北村委員)

言わないでくれと。

(吉澤委員)

私たちは、子どもに解放教育をするときは、「部落出身であることを」というように言

います。だから、出身者でない方が使うときと、私たちが使うときでは言葉は違います。

(矢崎会長)

自分が使うには問題ないですが、人が使うといけないという言葉はたくさんあります。わかりました。そうしますと、斎藤委員、イトウをまとめてもらえるとということでもいいですか。はい、ではそうしましょう。

今後の施策の基本的な方向について、同和問題の最後まで意見をいただきたいと思いません。

(金委員)

基本知識がなくて申しわけないのですが、14ページの3行目の「同和対策事業対象地域」と「同和地区」を混同してはならないというのは、どういうことでしょうか。

(斎藤委員)

今、部落という言葉の問題がありましたが、今まで被差別部落のそのエリアを、行政では同和地区という呼び方をしてきました。ただし、これは地区指定というのがありまして、実際には、同和地区なのに指定されていないところが1,000か所ぐらいあるという問題もありますが、それは置いておきましょう。

ここは、同和対策の特別措置法がなくなったことで、法律が適用される同和対策事業の対象地域はなくなりましたが、同和地区そのものがなくなったわけではないという意味です。法律がなくなったことによって同和地区といっけいという人まで出てきています。実際には同和地区は、周りがここは同和地区だというふうにしてきたわけで、その認識は今もなくなってはいません。同和地区と呼ばれる地区は今もあって、そこにお住まいの方々がいらっしゃいます。

(金委員)

わかりました。

(矢崎会長)

斎藤委員、それでいいのですが、そのあとの「同和対策事業対象地域と同和地区を混同してはなりません」と、これがかえってわかりにくくさせています。要は、対象としていなくなったけれども、同和地区はあるということでしょう。それを「対象地域と同和地区を混同してはなりません」と言われると、またわからなくなりますので、これは取っておいてくれませんか。

(斎藤委員)

サラッと書けるといいと思うのですが、どうも私はだめ押しをしたり、くどいところがありまして、意味がそれでわかるというのであれば、抜いていただいてもかまいません。

(金委員)

13ページの下から2行目、同和地区は現にあり、同和問題はありますが、これを見て、同和地区を対象にした調査が必要だと受けとめられると、よろしくないのではないかと。お話ししたことがあると思いますが、実態把握という表現の方がよいのではないですか。実態調査が必要とすると、特定の同和地区を対象にした調査と受けとめられると、ものすごい誤解や反発があると思います。同和問題の実態把握ということで、特定の地区をこうだという議論に飛び火しない書き方にした方が、無難ではないでしょうか。

(斎藤委員)

これまでも実態調査という形、名称で行われてきており、いわゆる同和地区の人たちはそれを承知しています。ですから、継続性ということからいうと、この方がわかりやすいのではないかと思います。

(金委員)

同和地区の実態調査というと、長野県内のここが同和地区でといったことがイメージされないということが心配です。

また、先ほどからの議論のとおりいろいろあるようなので、行政の調査とすると、そういう誤解を生じさせる気がします。

(斎藤委員)

前の原稿では「同和地区住民」と書いてありました。ただこれは、いわゆる同和地区に住んでいる人だけを指しているのか、それとも、いわゆる同和地区から今、外へ出て暮らしている方がたくさんいらっしゃいますが、そういう人々も含めて調査をするのか。それをはっきりさせた方がいいのではないかとのご意見をいただきました。

そこは逆に、今のご意見のように、あいまいにしておいた方がいいと思います。というのは、いわゆる同和地区から外へ出て生活している方で協力してくださる方もいらっしゃいますが、誰が自分のことを調べるのかと、心配される方もあるかもしれません。今、同和地区から出て暮らしている人を行政が追いかけて調査するのかということです。

それから、今ありましたように、そもそも同和地区であるということを、ここがそうであるということを言わないでほしいという人たちもいますので、それを調査するというのは、確かに気をつけないとおかしなことになります。そもそも誰が同和地区の人であることを認定するのか。そこが難しいから、関係団体と協議したり、あるいは協力していただいて、これまで調査をしてきました。だからここは、おっしゃるとおり、あまりそこははっきりさせない方がよくて、むしろ、あいまいな形にしておいた方がいいと思います。

「調査」という言葉は、嫌ですか。

(金委員)

少しドキッとします。調査という言葉では、どのように地区を特定していくのかといった印象を私は持っています。

(関委員)

調査というのは結局、被差別部落の状況を把握して、他の地域との差があるかないか、どのような差別を受けたかということも含まれますね。

(金委員)

調査という形でできますか。

(関委員)

それをこの間までやっていました。今後は特措法がなくなったなどありますので確かに工夫を要するでしょうね。

(矢崎会長)

特別対策法の中では、ハードも含めた補助がたくさんありました。それをほしい人は手を挙げなさいといって、地区で手を挙げさせました。それでも手を挙げない人たちもたくさんいて、その人たちは対象からはずれてきています。ただ、今回は特別対策という前提がないのに、手を挙げるということはありません。調べるときに、どうやってプライバシーに配慮し、調査できるかということを事務局は心配しています。今回のアンケート同様に、市町村から名簿をもらわないといけません。調査では必ずそういう問題が出てきます。市町村から情報が提供されるかどうかは、正直いって難しい。だからアンケートとか個別の調査は、実際には難しいのではないかと、金委員が少し言われましたが、実態調査という中で、個々人に関わることを調査は難しいというのが事務局の考え方です。おそらく市町村が協力してくれるところもあるだろうと思いますが。

だから、金委員が言われた実態把握ということだと、やりようがあるだろうと。必ず個人情報、プライバシーの問題が出てきます。

(関委員)

特措法のない今、どこまで突っ込めるかです。ただど一方では、斎藤委員がおっしゃったことは、特措法が終わったからこの同和対策が終わったわけではないということで、そこをどうやっていくかです。

(矢崎会長)

その指定を甘んじて受けた、と言ったらよくないですが、やはりそれだけの問題があったからこそ、多少のことを我慢してもきちんとした施策をしてもらいたいということで、勇気を持って手を挙げたわけです。でも、それが一応終了したということが前提で、調査で何ができるかは非常に難しいので、これはできたら実態把握にしてもらった方が事務局は動きやすい。どうでしょうか。

(斎藤委員)

ただ、県では現在行われていませんが、市町村レベルではやっているところもあります。

(矢崎会長)

おっしゃるとおり、市町村での考え方かと思います。だけど、県単独では非常に難しい。

そうすると、実態把握という言葉にしていくと、同和地区を対象とした把握ができないというところは少し違ってきてしまいます。事務局の考え方は、アンケート調査みたいな、プライバシーに関する調査ができないという意味です。ここのところは整合性を持たせてみてくれませんか。少しつながりが悪いと思いますので。

そうすると、「市町村や関係機関、当事者などと協議の上、心理的被差別の実態など、新たな視点を加えた実態調査」というのも難しい。心理的被差別の実態ということになると、特定した個人にアンケートを取るようになって、心理の問題までいきますので。

(斎藤委員)

ただ、ここはその前に、「当事者などと協議の上」というのを置いていますので。

(矢崎会長)

そう、だから実態把握ならいいですが、調査というと少ししんどくなる。これは把握に変えてもらって、整合性について、次回までに直しててもらえませんか。

事務局は、「把握」という言葉であればどうでしょうか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

実態を把握するにしても、調査するにしても、県単独でできるという問題ではございません。市町村ですとか、関係機関ですとか、そういったところと連携してやらなければ多分できないと思います。

(金委員)

あと、実態調査といったとき、被差別だけではなくて、差別している側、あるいは意図せず差別している側とか、そういう事柄もあります。だから、実態把握でいいのですが、心理的被差別がありますので、隠れた差別とか、そういうことを掘り起こすというのは変ですが、いわゆる地区の近くの集落とか、そういうところの差別もあるかとも思います。遠く離れたところの人は、もうそういう問題はないのではないかというように関心が薄れてきているのか、だけど一部では深刻な差別があるのではないかというトータルな実態把握、これはやはり継続的に必要ではないかと思います。

(斎藤委員)

それで、「県民の意識調査」も必要だというように。つまり一方で、被差別部落の側の調査をする、もう一方で、それを取り巻く人々の調査をするという。

(矢崎会長)

こちらの県民意識調査は後者の方ですね。

(斎藤委員)

というつもりでした。

(矢崎会長)

それと、把握にしたほうが動きやすいと思いますが、この実態把握は、県単独ではできないので、「市町村との連携の上」というように入れてもらう必要があるかと思います。県単独でやるのは、難しいですね。

(斎藤委員)

それでは、「市町村や」というところを「市町村と連携の上」と直します。

(矢崎会長)

あとはいかがでしょうか。すみません、もう4時になってしまいました。「a 相談・支援体制の確立」、「b 実態調査の実施」まではよろしいでしょうか。

14ページには具体的な施策が書いてあります。15ページの5、6行目までがその内容です。c、dはどうでしょうか。あと(イ)教育・啓発、(ウ)「自覚」「自立」「自己実現」です。

今まで出てきたようなことで、特にご意見はないかと思いますが、ここに書いたということは、教育・啓発、相談支援だけでなく(ウ)が大事だということですね。後ろでも、もう一回繰り返されています。

これはそういうことで14ページまで終わりにします。もしご意見があれば、また事務局へ言っていただければと思います。

どういたしましょうか。23ページ「6 人権施策の方向性と推進体制」は少しご議論いただかないといけないと思います。ご議論をいただかないと、竜頭蛇尾という感じがします。ここしか見ない人もいますし、一体何をやるのかということに興味がある人もいます。

予定時間を過ぎていますが、続けることは可能でしょうか。では5分休憩をして、5時までということをお願いします。

<休憩後>

(矢崎会長)

再開いたします。休憩時間中、事務局から斎藤委員にお話があった件で、審議会として議論をしたいと思います。

14ページについて、教育委員会で、趣旨を委員の皆さんに話してください。

(教育委員会教学指導課心の支援室 櫻井主任指導主事)

県教育委員会心の支援室の櫻井です。よろしく申し上げます。14ページの「(イ)教育・啓発の必要性」の上から3行目から4行目にかけてです。

先ほど議論のあった、同和行政という言葉も、今、使えるのかということと同じことですが、「人権教育・啓発の基本方針を策定し、そのなかに同和教育を位置づけていくことが

求められます」とありますが、人権教育の中で同和教育を位置づけていく、と書くと、学校現場が非常に混乱してしまいます。人権教育の中で同和問題の学習をしっかりするとか、あるいは、同和問題の解決に向けた学習を行うということであればわかります。先ほどの同和行政という言葉と同じですが、人権行政の中で同和行政を行うという使い方をできるのかどうかと同じ問題かと思いますので、お話しさせていただきました。

(矢崎会長)

人権政策について、審議会として事務局に聞きたいのですが、以前は、同和行政という言葉を使っていたか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

はい。

(斎藤委員)

部落解放審議会の答申には、確か同和行政と入っていたと記憶していますが。

(蔵之内課長補佐)

現在は同和行政とは言っておりませんが、部落解放審議会答申の中には、同和行政という記述がありました。

(矢崎会長)

対策法が終わって大きな転換をしたわけですが、同和行政という言葉はその後は使っていませんね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

使っておりません。同和对策審議会答申では、「昭和40年の国の同和行政の基本方針に方向を定めた同和審議会の答申」ということで、国の同和行政という言い方があります。

(矢崎会長)

わかりました。今の教育委員会から出たこととはニュアンスが違っていると思いますが、教育委員会では、今まで同和教育といていたものを、人権教育にはっきりと、県も市町村も、ある意味では国も切りかえた。だから、今までの同和教育は人権教育になったのだから、そこにまた同和教育という言葉が出てくると、変わったのか、変わらないのか、また長野県は方針が変わったのかみたいになると現場が混乱します。人権教育の中で、同和問題の解決に向けての施策を展開する、という表現はやぶさかではないですが、同和教育という言葉はなじまない、できたら使わないでいただきたいということですね。

(櫻井主任指導主事)

現場が非常に混乱してしまうということで、そうしていただきたいと思います。

(矢崎会長)

斎藤委員、どうでしょうか。

(斎藤委員)

こだわりたい面があります。というのは、これまで長野県は同和教育に力を入れてやってきている色々な成果を上げてきています。もちろん、それを発展的に、人権教育の中で発展的に生かすということだと思いますが、何か、今までの施策が無にされてしまうような、そういう傾向を非常に強く感じております。同和教育も人権教育の中の一つの分野ですから、人権教育の中の一つの分野としての同和教育はあってもいいのではないかと、それはどういう性格のものであるのかということをごへ位置づけていってほしいという思いがあって、同和教育という言葉にしました。

もし、わかりにくいということであれば、例えば同和教育の後ろに括弧して、(同和教育の問題の解決に向けた学習) とか、そういうふうに解説をつけていただくということでしょうか。

(矢崎会長)

申しわけないですが、同和教育問題解決に向けた人権教育は直してくれませんか。現場の混乱は確かに避けたいと思いますので。

(櫻井主任指導主事)

はい、混乱が起きると思います。

(斎藤委員)

ただ、人権教育という名称によって同和教育をやらない、やらないために人権教育という言葉を使っているという場合がありますから、こだわりたい面もあります。

(金委員)

実をとって同和学习とか、そういう方向ではダメでしょうか。

(矢崎会長)

この「人権教育・啓発を積極的に推進するためには、人権教育・啓発の基本方針を策定し、そのなかに同和教育を位置づけていく」という文脈は、流れから行くと、厳しいかもしれません。変な話になっても意味がないので。

(斎藤委員)

同和教育問題解決に向けた学習、と。

(矢崎会長)

そこはそう直していただくということをお願いします。では先に進みます。

(関委員)

障害者とか、外国人とかいろいろ人権課題のあるなかでこの答申は、同和問題と外国人問題に焦点を当てることになりましたので、かなりの反響があるのではないかと考えています。

この答申が、同和問題に対する県政の方向を見直す機会になればと願っています。同和問題はどちらかというとマイノリティです。けれども、そういった所に光を与えるのが政治・行政だと思っています。

(矢崎会長)

それは最後のところで触れたほうがいいと思います。行政が何をしてくれるかということからまだ抜け切れていないところがありますので。

(関委員)

昔に戻るのではなく、お互いに新しい時代の政策をやっていきましょうというように表現するのがよいと思います。

(矢崎会長)

そうですね。新しいステージに入っていくということですね。わかりました。それは最後のところで、もう一回ご意見をお聞きしたいと思っていますが。

外国人にいきます。事務局との打ち合わせでも、正直、まだ推敲されていない、今までご意見あったことを羅列した書き方になっています。他のところと同じスタンスで、メリハリをつけて、小見出しをつけてということもしなければいけないという認識は持っていますので、その点をご理解をいただいた上で、内容的に間違っている、入れる必要がない、追加したほうがいい、そういうことをご指摘をいただければ、それを元に次回までに、外国人の問題については、事務局でつくり直します。

(関委員)

外国人の問題に関して、昨今、非常に経済状況が悪化してきて、特に長野県でも、日系ブラジル人の人たちが職を追われてしまい、住む所もないという状況が起こっています。そのことに触れた方がいいのではないかと、それからもう一つは、吉澤委員から多文化共生社会のことだとか、医療のことが抜けているということで、そこを追加してくださいと提案しました。起草委員は皆賛成でしたので原稿を事務局に送りました。

(矢崎会長)

その前に、外国人のことについては、最終的に事務局がまとめることでよろしいのか。

(関委員)

私が提出した数行の文章は活かして、事務局でまとめていただいて結構です。

(矢崎会長)

残すということで、最後は事務局でまとめるということでいいですね。

(関委員)

17ページの上から8行目「最近、100年に一度と言われる」から「就業支援を行うことが必要です」を削除して、「2008年下期からの国際経済の急激な下降に伴い、我が国では雇用問題、特に日系ブラジル人等の外国人派遣労働者、有期契約社員などへの雇用問題が全国的に発生しています。このため、労働関係法制度の見直し、企業を超えたセーフティネットの構築などが求められています」を入れてください。

それから、下段の「一方、高度の技術、知識を有する外国人の世界的人材獲得競争は」から「蓄積努力が必要なことはいうまでもありません。」は削除してください。

その他、医療の問題などは事務局案を提示ください。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

確かにいただいた初めの項目、あとの項目というものを入れてくれという部分と、それから、他にもこういうことを入れてくれという部分と、それから、斎藤委員から、同和問題の文章量はあるが、外国籍の記載が少ないからもっと入れたらどうか、書けることは書いたらどうかといった話があったものですから、関委員からいただいたものも含めて文章を作成しました。

そういうことでご了承いただきたいと思います。

(関委員)

この文章を入れてくださいという所と、例えば医療だとか多文化共生など、事務局で原案を書いてくださいという所がごっちゃになってしまったきらいがありますね。

また、委員の原案を事務局で変えた場合には、事前に言ってもらいたいと思います。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

17ページ中段にもありますが、国で、内閣府に定住外国人施策推進室が、今年1月9日から立ち上がっておりまして、それについては前回の審議会の後でしたが、特にそういうこともあったものですから、それと絡めてセーフティネットというような形で文章を使わせていただきました。ご相談しなかった部分については、十分お詫びいたします。すみませんでした。

(関委員)

原則として、草案委員がいる場合、事務局で勝手に修正して審議会に提出してもらっては困ります。もちろん数字の間違いを正していただくとか誤記を正していただくなどは事務局の役割だと思いますが。それから、審議会で討議をして、原案を修正していくのは当然のことです。

(矢崎会長)

どちらにしても、現状と課題とこれからの施策について、もう少しカテゴリ別に分けて

するということですね。教育の問題と、保健医療の問題と、就労の問題、その3つぐらいに大きく分けられると思いますので、項目別に分けてみてください。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

わかりました。またその点と今日のご意見等を踏まえて、また相談しながら作りたいと思います。

(矢崎会長)

金委員、外国人の問題で、特に事務局が次の案をつくるまでに意見があればどうぞ。

(金委員)

16、17ページ、両方に「外国籍県民」という言葉を使ったのですが、皆さんを戸惑わせているかなとも思います。

趣旨は、長野県で一番多い外国人はブラジルの方、次が国籍では中国、韓国・朝鮮人となります。多くは新たにいらっしゃった方ですが、要するに国籍だけではなくて、本当に外国出身の人とも限らないとか、いろいろな人がいます。最初、私は、在日コリアンも入れたのですが、少し突出しまして、それはそれで結構です。

言いたかったことは、外国人、外国籍の人みんなが、日本語ができないわけではないのです。だけど留学生のようなケースもあります。きめの細かい必要な対応が求められるというぐらいのことを書けばいいので、ずっと外国人で来ていて、ここだけ「外国籍県民」と出てくるので、ここが不安定でしたら、私が書いてほしかったことを入れた形で直せますので、ということです。

(矢崎会長)

「外国籍県民」という使い方ははずしていいというお話ですか。

(金委員)

はずした方がいいのではないかとということです。

(矢崎会長)

「外国人」と「外国籍県民」との使い分けさえはっきりしていれば、私はかまわないと思いますが、どういう使い分けをしているのでしょうか。

(人権・男女共同参画課 久保課長補佐)

多文化共生を担当しております、久保でございます。多文化共生研究会でもやっておりますが、一応定義がありまして、「外国籍県民」とは、県内の市町村で外国人登録をして、県内に在住している外国人のことです。登録していない方は、不法残留とか密入国、そういうことになります。

それからもう一つありまして、「外国籍県民等」という表現を使う場合には、外国籍県民の他に、日本国籍であっても、外国に長く居住するなどにより日本語が不自由な者、例

えば帰国子女とか中国帰国者、それから国際結婚により生まれた方とか、いろいろな方がいますが、そういう場合には等という表現をつけます。

それから、あと「外国人」は、法令上、または職務上などで通例となっている場合。それから、教育委員会でよく使うのは、外国人児童・生徒ということで、要は、籍がない人も学校に通っていますが、学校では籍があるかどうかを別に確認しているわけではないので、外国人児童・生徒というふうに教育委員会では呼んでいます。

(矢崎会長)

使い分けをこれだけの文章の中でできますか。難しいですね。

(金委員)

ここで言っている、いわゆる日系ブラジル人とか中国研修生は「外国籍県民」に入りますね。だけど、今まで調査とかで「外国人」と使ってきたので。

(矢崎会長)

使い分けるなら、説明が要るでしょうね。

(久保課長補佐)

多文化共生研究会でも一応定義づけて、文章では用語解説を入れてあります。ですから、文章の中では「外国人」とか、「外国籍県民等」の方もいいですよという施策もありますので、使い分けたりしています。一般的な、労働者の場合、外国人労働者と言ったり、それも使っておりますので、定義はできると思います。

(金委員)

「外国籍県民」という言葉を使わないといけない理由はありませんので、この部分を書きかえていいでしょうか。少し今思い浮かばないのですが、言いたかったことは、今、申し上げた日本人の配偶者ですとか、外国出身の人ですとか、国籍だけではない、いろいろな人がいることに配慮した施策が必要ということだけなので、言葉としては、「外国人」で統一した方がよろしいかと思います。

(矢崎会長)

その方がいいかもしれないですね。少し使い分け切れないかもしれません。

(関委員)

外国人という表現は、一般的に使っている言葉ですよ。

(矢崎会長)

不法滞在の人は「外国籍県民」ではないとかと言われると、全くわからなくなります。では、これはご了解いただいて「外国人」で統一させていただくことでお願いします。

そうしますと、これはもう一回つくり直して、次回の大きな議題になると思いますが。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

事務局の方で、また金委員といろいろやりとりをしながらつくっていくということで、金委員のご協力がいただければの話ですが。

(金委員)

私はこの部分は、責任持ちます。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

では全体は、今、会長の言われたように項目を整理してつくってみます。また、先ほどの就労等の関係につきましては、関委員とご相談しながら、次回までに。

(斎藤委員)

ちなみに、県のホームページに多文化共生研究会の専門部会の設置についてが載っています、それを見ますと、大きく3つ、教育・労働・相談、保健・医療・福祉、それから安全・安心があります。その3つをさらに細かく、例えば、教育・労働・相談だと、外国籍児童・生徒の教育に関する事などとなっていますから、この外国人の問題についても、そのように整理して書いた方がいいのではないかと思います。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

すみません。多文化共生研究会での分類は、特に根拠があって分類したわけではなく、いろいろ課題がある中で、分科会を3つつくるのに、このぐらいに分ければ、それぞれの部会である程度のボリュームをもって研究していただけるかということで分けたもので、国の分類とか、そういう根拠があって分けたわけではありません。

また、この全体の文章の中で、先ほど会長の言われたように、就労ですとか教育ですとか部門で、作成して見ていただくということでよろしいでしょうか。

(斎藤委員)

研究会では、「教育・労働・相談」「保健・医療・福祉」「安全・安心」となっていますが。

(矢崎会長)

それではそんなことで。どちらにしてもこの外国人の項目については、まとまったら早めに委員に見ておいてもらった方がいいかもしれません。全体の見直しよりも、もしそちらが先にまとまれば、そういう順番でもかまいません。

女性、子ども、高齢者、障害者、HIV、犯罪者、中国帰国者、様々な人権課題。インターネットを後にしまして、22ページの真ん中まで個別に書いてありますが、このことについて、ご意見があればお願いします。

金委員から出していただいた私案の中に、女性の問題、随分広く書かれていましたが、ここまで絞ってしまっていていいですか。

(金委員)

私、何か書きましたか。女性のところですか。

(矢崎会長)

女性の問題で、もう少しボリュームのあるご意見がどなたから出ていませんでしたでしょうか。女性がもう少し長くて、それを事務局で削ったのではなかったでしょうか。金委員から出されたものを事務局が削ったのかなと思って、そうじゃないのですね。

よろしいですか。それでは、これもこの形でもう一回出しますが、この次にもご意見があれば、この部分も出していただいて結構ですので、また改めて読んでおいていただければと思います。

(斎藤委員)

すみません、21ページの(10)様々な人権課題というところ、ほかにもいろいろな課題がありますが、というような文章を入れておくということが、前回出たような気がします。

(矢崎会長)

その他とあったのがまずいのではないかとって、「様々」と。

(斎藤委員)

それと、いろいろな課題があって挙げていけばきりがないわけです。その中でこれを挙げるということで、何か一言断りを入れたほうがよいとなった気がするのですが。

様々な人権課題で、 から までやってしまうと、どこからか、この課題についてはどうかといったことが出てくるのではないかとということ、ほかにもありますが、というようなことを入れたほうがよいとなったような気がします。でも、入れる場所がないですか。

(矢崎会長)

入れるとなると、その他になってしまいますね、また。

(斎藤委員)

そうですね、他にも、ということですから。(10)と の間に、様々な人権課題がありますが、こういう課題もあるみたいなことを一言。

(矢崎会長)

そうだとしたら、(10)の様々な人権課題の後でしょうね。上に挙げた以外にも様々な課題がありますが、そのうちの主なものについてという言い方で、 、 、 、 と いけばいいということですかね。

(吉澤委員)

前回の議事録の中に、その(10)の間に、さまざまな課題があるということを一言入れた方がいいと思います、というのがありますね。

(斎藤委員)

そうすれば、他にもありますが、とりあえずここではこうだということになります。

(矢崎会長)

さまざまな人権課題と書いて、「アイヌの人々」の間に1行ということで。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

書き方はいろいろあると思いますが、「上記で述べた課題のほかに次のような課題もありますとか、考えられます」というような形で、アイヌの人々から始まっていけばいいということですね。

(斎藤委員)

そうじゃなくて、他にもあります。

(矢崎会長)

「さまざまな課題がありますが、そのうちの主なものについて書きました」というふうを書いておかないと、ということです。5つの課題以外のものに対する配慮です。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

逆ですね、わかりました。

(矢崎会長)

インターネットはこれでいいでしょうか。

(斎藤委員)

インターネットの所に括弧がつきましたね。(匿名性を帯びた手法による人権問題)という。既に人権侵害と書いていますので、それから匿名性を帯びた手法による人権侵害、「問題」よりも「侵害」とはっきり書いてしまった方がいいのではないのでしょうか。

(矢崎会長)

人権問題でなくて、「匿名性を帯びた手法による人権侵害」と。先に人権侵害と書いてあります。括弧して(匿名性を帯びた手法による)というのは、あえて入れたほうがいいという意見があったのですね。

(人権・男女共同参画課 中村担当係長)

前回の事務局案にこれが入っています。矢嶋委員からは、逆に「匿名性を帯びた手法に

よる人権問題」と書いて、その中にインターネットがあるだけで、その他にも週刊誌とか雑誌とか、いろいろな場合があるのではというご指摘をいただいてもいます。

ただ、国では「インターネットによる人権侵害」という項目で一つになっていますので、こういう形で括弧書きさせていただいた経過があります。ですので、ご意見がありましたら。

(矢崎会長)

でも、名前を書いたら人権侵害してもいいのですか。あえて「匿名性を帯びた」というのは必要ないのではないですか。匿名性があっても、実名を名乗っても、人権侵害は人権侵害ですから。

(金委員)

ただ匿名だと、その人を突きとめるために、インターネットプロバイダに対応を求めるには、警察に何かをすることが必要です。匿名だと、やはりより悪質で卑劣かと思います。だから、余計に悪質な内容を書き込むということはあると思います。

(矢崎会長)

下の内容から見ていくと、やはり匿名性にこだわっていますね。

(金委員)

匿名だから露骨なことをしたり、非常に卑劣なことがあるみたいです。

(矢崎会長)

でも、文章を見てわかるので、ここにわざわざ括弧して(匿名性を帯びた人権侵害)と入れておく必要はないですね。では、はずしましょう。

次にいきます。ここは少し議論していただいた方がいいかなと思っていますが、「6 人権施策の方向性と推進体制」、23、24、25ページです。ここについてご意見をいただきたいと思います。

斎藤委員から、「自立」、「自己実現」のための施策をここに入れたらどうかということで、それが前回から変わっているわけですね。

(斎藤委員)

この部分は既に前回載っています。

(矢崎会長)

そうでしたか。ここは、人権施策のあり方が、単に教育・啓発や相談支援ではなくて、「自立」、「自己実現」をするための具体的な、他の課題では、例えばバリアフリー化とかいろいろな施策があるのだから、相談・支援、啓蒙啓発だけではなくて、すべてのことにそういう施策を、具体的な施策がほしいということですよ。

それは、人権施策のあり方の中の1項ではないかという議論になります。要するに、事

務局との打合せでも、人権施策のあり方で、一つは啓蒙啓発、要するに相談支援、一つは「自立」、「自己実現」のための施策という、人権施策のあり方の中に(2)も入るのではないかと、どうでしょうか。

(斎藤委員)

そうですね。言いたかったことは、教育・啓発と相談支援と、それプラス、具体的な施策ということです。

(矢崎会長)

ただ、人権施策のあり方の中で教育や相談があって、(2)に「自立」、「自己実現」のための施策があって、(3)、(4)でもう一回教育や相談を言い直していますね。そうすると、「自立」、「自己実現」のための具体的施策についての記述がないという意見もありました。

要するに、まとめが竜頭蛇尾になってしまうことは、少しつらいということです。こういうものを見るときに、では何をやるのかと最後を見ます。最後を見ると、大したことはやらないかと、こうなってしまうので。

(関委員)

今回の審議会の委員は、大学教授から現場の活動家まで多様な方々がいらっしゃいますが、私はヒアリングの時に欠席しているもので、そこで多少されたと思いますが、同和問題でも、女性の問題でも県内でこういう問題が発生しているというような現場の認識を共通に持っているのでしょうか。

(矢崎会長)

だからどうしても見た感じが。

外国人の問題について個別施策はどこまで触れられるか、同和問題はきちんとまとめてあります。

(関委員)

同和問題でも、いろいろな本当に心が痛くなるような問題があちこちで発生しています。セクハラ問題でも企業の中でも発生しています。今までの討議を通じて、どこまで共通認識になっているのかが心配です。

(斎藤委員)

ただ、それに関しては、NPOの人権センターなごのから資料を出していただきまして、それを皆さんで見た経過があります。

(矢崎会長)

ヒアリングもさせていただきました。

(関委員)

それならいいですが、県職員の方にも県民にも理解を得るには、そのような資料もどこかにつけるといいのでしょうか。

(矢崎会長)

だけど具体的には、この答申を受けて、基本計画をこれからつくるわけですよ。だから、私どもは基本政策についての答申をすればいいわけで、具体的な施策は、これから事務方を中心に具体的に何をするかをつくります。

(関委員)

どこでどういう問題が起こったということを県では最近あまり把握していない、例えば同和問題でもセクハラ問題でもです。相談業務を充実するとそれに伴って実態把握ができてくると思います。現場に行くことも大切です。

(矢崎会長)

具体的な計画を練る前に、それをもう一回、事務方で調整するかということですね。

(関委員)

そういうものがないと、迫力を持ったものがないですよ。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

市町村や教育委員会といった、そういうところでの差別事象などが発生した場合には、私どもの方へ連絡が来るようになっていきます。ただ、結婚問題ですとか、それから、企業の中といった場合、それが大きくなって外に出れば我々もつかめますが、その中で終わった、終息したようなものは、私どもではつかみきれません。

(矢崎会長)

23、24、25ページで気になることなど、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

人権施策のあり方について、教育、相談という分け方をしても、斎藤委員の趣旨としてはかまいませんか。それでその中で、人権教育・啓発を詳しく、人権相談・支援のことも詳しくしていくときに、「自立」、「自己実現」のための施策が具体的ではないのですが、実際は外国人と同和問題については、具体的な提案を既に行っていますよね。だから、最初に同和問題と外国人を中心にしていくと押さえてありますので、最後のところでも、「自立」、「自己実現」のための施策の項に、具体的には個別対策で述べたことを速やかに実行しなければならぬ、というように触れておけばいいかなと思います。もう一回書く必要はないので。一生懸命やって、最後があまり抽象的だと寂しいかなという感じがします。

ではそこは事務局で検討し直すということでもいいですか。もしご意見があれば、事務局に。この「人権施策の方向性と推進体制について」は、大事なところですので、ご意見があれば出しておいてください。

人権施策の評価体制は、「定期的なチェックや評価を行う体制の構築が必要である」と

いう書き方でよろしいでしょうか。
県ではこういう組織はありますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

今開いている、この審議会で、チェック・評価する方法が一つにあります。男女共同参画審議会の場合は、その審議会が、そういうチェック機能を持っています。ですから、この審議会で行うことも可能です。また、全く新しい組織を立ち上げるという方法もあります。

(矢崎会長)

それは、審議会は解散して、ということですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

いえ、解散せずに別の組織ということですよ。

(矢崎会長)

そうすると、答申後には、これを踏襲して新年度に基本計画ができてきますね。時間的にもう今年には間に合わないから基本計画は新年度につくるのでしょうか。その新年度に出る基本計画もチェックしてもらって、そのあとには進捗状況もチェックしてもらうということになります。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

そういう方法もあるということですね。

(矢崎会長)

だから、委員の皆さんが進捗のチェックまでは、と思われるかもしれないので、これを書いていいか。これを書くとなると、そこまで審議会で行う可能性が高いです。当時の茅野市では、つくった人がチェックすると決めていました。そうじゃなかったら意味がないので。

(斎藤委員)

一番内容を知っていますから。

(関委員)

皆さんお忙しいのですが、やるということではないですか。

(矢崎会長)

そうでしょうね。では、ここはそういうことで。

(金委員)

人権施策は、県の人権・男女共同参画課が中心になりますよね。それで、例えば24ページの 情報提供というところで、施策に当たって、この審議会なり県の人権・男女共同参画課が情報収集するということが必要ではないのかなと思います。先ほどの実態の把握だとか、新しい人権課題が出てくるとか、そういう現状把握というか、あるいは、その情報の共有を、ましてやいろいろ違っているという、そういう情報は一方通行ではなくて把握すること、あるいは情報の共有とか、そういう方向性もどこかに必要ではということです。

(矢崎会長)
文章中に。

(斎藤委員)

今のお話ですと、「知識、手法などの情報を収集し、必要に応じて適切に提供する」としたらどうでしょうか。そう修正すると収集と提供が入りますから。どうでしょうか。

同和問題の所でも、資料を集めたり、そういうのが必要だということを言っていますが、全体でもやはりそうですよね。

(矢崎会長)

それと、そのまとめの所で、先ほど関委員もおっしゃられましたが、例えば大きな項目で、実現のための施策みたいなものを、教育や相談の施策だけではなく進めていくとしたときに、自身も自立する意識を持ってもらわなくては困ります。大事なことは、行政や誰かに頼るだけではなく、一人ひとりがどうやって自立する意識を持つかを入れておいた方がいいですね。これからのキーワードは自助・共助で、公助が一番最後に来ますから。どうにもならないときに行政が手を差し伸べるといった形にならざるを得ない部分がありますから、その点に触れておいてもらった方がいいかもしれません。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

確認ですが、6(1)人権のあり方については、既にご書いてあります、「教育・啓発、相談」というほかに、「自立」、「自己実現」という項目を入れるということによろしいですか。

(矢崎会長)

、 みたいな形で。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

わかりました。それで、今の(3)は必然的に順番が繰り上がりますが、まず人権教育・啓発のことについてずっと述べると。それから、相談・支援が(3)になって、(4)として新しく「自立」、「自己実現」という項目が入るということによろしいですね。それでその中は具体性を持たせ、従前の要求というやり方とかそういうものではなく、自分たちも「自立」、「自己実現」をやるということを記載することによろしいでしょうか。

そうしますと、その辺りのことについては、また委員の皆さまとご相談しながら作成す

る部分もありますので、そういう形でやらせていただいでよろしいでしょうか。

(矢崎会長)

そこはむしろ事務局がまとめるところでしょう。もう仕上げですから。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

いえ、先程の「自立」、「自己実現」のためには当事者たちの努力も必要であるという言葉だけで済むのかどうかということです。

(矢崎会長)

そこは、同和問題だけではないですから。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

そうしますと、先程の当事者の努力ということは、同和問題の項に入ってくるという考え方でいいですか。

(矢崎会長)

いえ、同和問題だけではなく、「自立」、「自己実現」のために、ですから。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

同和問題の項の最後でも、当事者の姿勢といった話がありましたし、これを最後の方でも入れたらどうかという話があったものですから。

(斎藤委員)

同和問題は、私がやります。

(矢崎会長)

同和問題は斎藤委員にお任せして、事務局ではこの書き方で、「自立」、「自己実現」のための施策ということは、先程の順番をひっくり返して、最後の新しい(4)を、どういうふうを書くかということは検討してください。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

わかりました。

(北村委員)

会長も言われましたが、まとめの所で、社会の一番小さな単位の家庭ということが、23ページの人権教育・啓発の推進に、唯一あります。やはり、もう少しピックアップが必要かと。例えば24ページの の終わりの方から3行目のところに入れるとか。自分たちも努力しなければいけないということからも、その言葉が随所に必要ではないかと思います。

それからもう一つ、人権教育・啓発とありますが、教育だけでなく学習が必要ではな

いでしょうか。教育は上から承ってということですし、学習は自ら学ぶということで、一人ひとりが学習しなければいけないということで、やはり学習という言葉を入れて、承りでなくて、自分たちも努力していかなければいけないということを、しっかり書きとめた方がいいかなと、私はこのまとめを見て思いましたのでご検討いただければと思います。

(矢崎会長)

社会教育のところ「学習機会」とここで学習という言葉を使っていますね。かつて家庭での学習が当たり前だったことが今は通用なくなっていますので、地域、企業というときに、市町村、地域、企業と並んで家庭も入れなければならない時代になってきているかもしれませんね。一番、問題になることは家庭ですから。それも検討してみたらどうですか。これまで家庭はきちんとしているということが前提で、市町村、地域、企業といってきたと思いますので。

それでは、ありがとうございました。時間が遅くなって大変恐縮です。

それで最終的に、先程保留にした、同和問題の経緯については、平行線の議論がありました。今回の人権政策審議会は、部落解放審議会の最終答申にきちんと応えてこなかったということが大きな問題になったのです。だからそれにきちんと応えて、ここで新しいステージに向かうためには、私はこの経緯は、やはりここで置いておくべきだろうと。そのことによって新しいステージに行けるだろうと思いますので、このことについては原案どおり、細かいところを直すことはかまいませんが、基本的な考え方は、記載することに意味があることだという解釈でお願いしたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは事務局から。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

本日は長時間にわたりありがとうございました。

本日の議論の中で足りない部分などございましたら、恐れ入りますが、2月3日までにお問い合わせしたいと思います。日程的に厳しいですが、次回2月13日に予定しておりますので、それまでに頂いて、事務局でまとめ、また事前にお送りするということになりますと、大変にお忙しいところ恐縮ですが、そのころまでにご意見・修正案をいただければと考えております。よろしくお問い合わせいたします。

(関委員)

13日は何時からですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

1時半からでございます。会場の調整をまだ行っておりますので、それについては通知でお知らせしたいと思います。2月13日金曜日、午後1時半から開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお問い合わせいたします。

(斎藤委員)

3日では忙しすぎますので、もう少し何とかしていただけないでしょうか。13日が金曜日ですので、9日の月曜日ぐらいまでに、各委員へお渡しするということができればでしょうか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

わかりました。同和問題は、斎藤委員にお任せしますので、他の意見ですとか、そういったものがありましたら、また3日までということをお願いします。

また外国人につきましては、また相談しながら詰めさせていただいて、事前にお送りしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(矢崎会長)

それでは、私の方で議事を終了してよろしかったでしょうか。

では、お疲れ様でした。ありがとうございました。